

第4期江南市障害福祉計画 (案)

平成27～29年度

江南市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画のあらまし.....	4
3 策定体制・圏域での連携.....	5
第2章 障害者の現状と課題	6
1 障害者数の推移と推計	6
2 江南市障害者福祉アンケートから見る現状と課題	11
3 団体アンケートから見る現状と課題.....	12
第3章 計画内容	13
1 基本方針	13
2 平成29年度の目標値	14
3 障害福祉サービスの体系.....	17
4 障害福祉サービス等の見込み量	19
5 地域生活支援事業の見込み量	27
6 障害福祉サービス等の提供体制と確保策	35
第4章 計画の推進	38
1 推進体制	38
2 進行管理	39
資料編	41
江南市障害者福祉アンケート結果.....	41
江南市総合支援協議会設置要綱	86
江南市総合支援協議会委員名簿	88
会議等実施一覧.....	89

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 本市における障害者施策の取り組み

本市においては、地域でともに暮らし、みんなで支え合いながら、誰もが自分らしい暮らしを実現できるまちとなるよう、障害への理解と支え合いの市民意識を形成し、支援体制や生活環境の充実をめざして、障害者福祉施策を実施しています。

「江南市障害者計画」（平成 21～30 年度）の理念による

平成 20 年度には、障害者基本法に基づく「江南市障害者計画」を策定しました。この計画は、平成 21 年度から平成 30 年度までを計画期間として、次の 3 つを目標とした、障害者施策の全般的な長期計画です。

- 1 障害のある人への理解と支援の促進
- 2 自立した生活への支援
- 3 地域福祉の推進

さらに平成 18 年度より、障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）に基づく「障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスを進めてきました。この計画は、3 年を 1 期とし、施設入所、地域生活、就労等について具体的な数値目標を掲げるとともに、それらの支援のためのサービス見込み量や方向性を示し、必要な質や量を確保するための取り組みについて定めるものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(2) 第 3 期障害福祉計画期間（平成 24～26 年度）の流れ

本市においては平成 18 年度より障害福祉計画を策定実施し、平成 24～26 年度は第 3 期障害福祉計画にそって、障害福祉サービス等を進めてきました。

第 3 期においては、視覚障害者の外出支援を行う同行援護が実施されました（制度スタートは平成 23 年度）。

相談支援については、サービス等利用計画を作成する対象者が拡大され、障害福祉サービスを利用する障害者のサービス等利用計画作成を進めてきました。

また、地域相談支援が創設され、地域移行支援、地域定着支援をスタートしました。総合支援協議会（旧自立支援協議会）の設置を行いました。基幹相談支援センターは市役所に 1 か所設置、相談支援事業所についても 2 か所に委託を行いました。

障害児支援においては、児童福祉法、障害者自立支援法それぞれに規定されていた障害児施設が児童福祉法に統合され、障害児の通所・入所施設が再編されました。

江南市内においては、就労支援事業所等が新たに開設されました。

（ 3 ） 障害者施策における国等の動向

障害福祉計画第 3 期（平成 24 ～ 26 年度）と第 4 期との大きな違いは、平成 25 年の法律改正です。「障害者自立支援法」は「障害者総合支援法」となり、内容として主に次の点等が追加されました。

- ・対象者として難病の人の追加
- ・共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）の一元化
- ・市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業に次の事業を追加

障害者に対する理解を深めるための研修・啓発

障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援

ピアサポート（同じ障害がある人同士の支援）、ボランティア、災害対策等
市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修

意思疎通支援を行う者の養成

手話通訳、指点字、コミュニケーション支援等

平成 24 年 10 月には障害者虐待防止法（家庭や福祉施設などでの虐待を防止するため、防止対策や施設での通報の義務化などを行う「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）が施行されました。また、平成 25 年 12 月には国連障害者権利条約を政府が批准、平成 25 年 6 月には障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が公布され、平成 28 年 4 月に施行となる予定です。そのため、人権施策としての障害者福祉の推進が必要となると予想されます。

また、平成25年4月には、障害者優先調達推進法 が施行されました。障害者の就労を促進する必要は、ますます強くなると予想されます。

障害者就労施設等の受注の機会を確保し、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」

(4) 計画策定の留意点

第4期障害福祉計画については、国の示す「第4期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて」に基づき、下記の点に留意して策定しました。

計画の作成プロセス等に関する事項

PDCA サイクル（実施状況を把握し改善を行うサイクル）の導入

成果目標に関する事項（平成29年度までの目標）

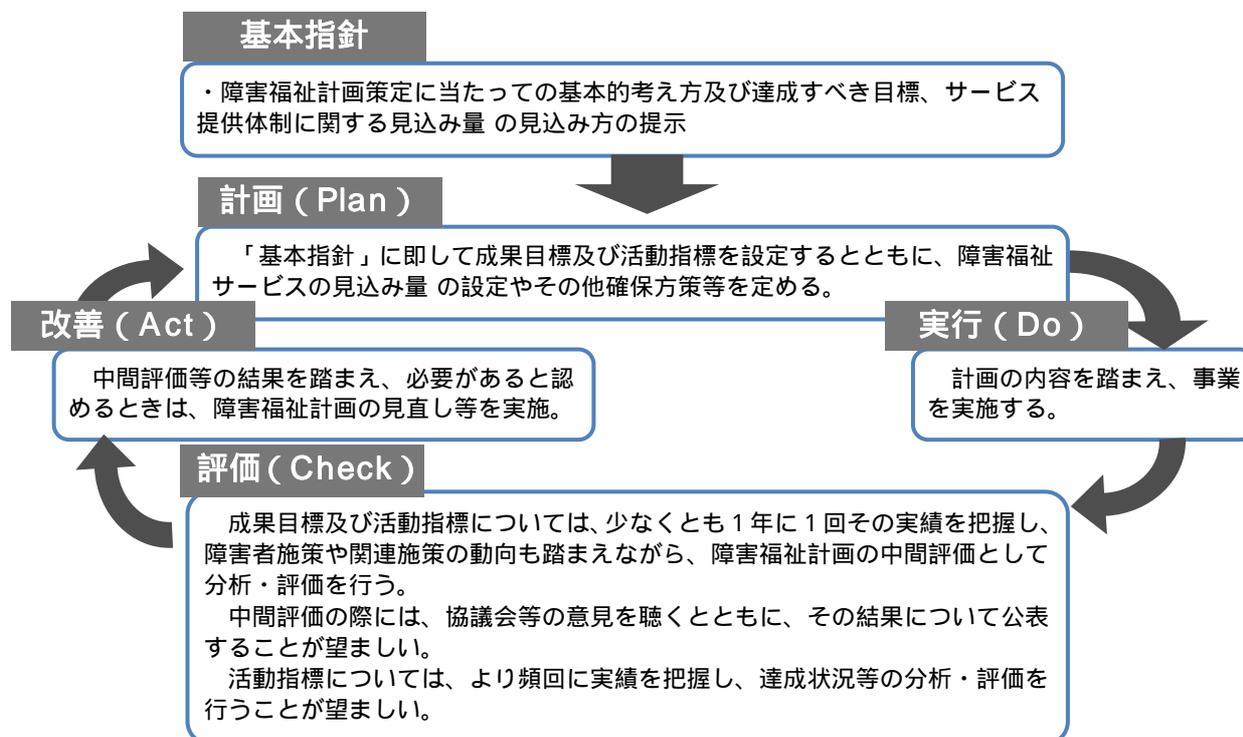
- 1 福祉施設から地域生活への移行促進
- 2 精神科病院から地域生活への移行促進
- 3 地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉から一般就労への移行促進

その他の事項

障害児支援体制の整備

計画相談の充実、研修の充実等

図1 障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ（厚生労働省資料）



2 計画のあらまし

(1) 計画の基本理念

第3期障害福祉計画の理念であり、「江南市障害者計画」(平成21～30年度)の理念でもある「地域でともに暮らし、みんなで支え合いながら、誰もが自分らしい暮らしを実現できるまちとなるよう、障害への理解と支え合いの市民意識を形成し、支援体制や生活環境の充実をめざす」を引き続き推進します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」です。

本計画の上位計画は「江南市戦略計画」及びその部門計画である「江南市障害者計画」です。

(3) 計画の対象

本計画の対象者は、身体障害者・児、知的障害者・児、精神障害者・児、難病患者・児、自閉症などの発達障害者・児等です。

(4) 計画の期間

本計画は、平成27年度から開始し、平成29年度を目標年とした3年間の計画です。

平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
第2期障害福祉計画			第3期障害福祉計画			第4期障害福祉計画		次期 計画	
江南市障害者計画(障害者福祉全般の長期計画 平成21～30年度)									

障害者基本法に基づく、障害者福祉全般に係わる長期的計画

3 策定体制・圏域での連携

(1) 計画の策定体制

本計画の策定は、福祉課が主管となり、障害者福祉アンケート及び障害者・児
団体アンケートにより意見を聞き、計画に反映するように努めました。

また、総合支援協議会において意見を聞くとともに、計画素案を公開してパブ
リックコメントを実施し、広く市民の意見を聞き、策定いたしました。

(2) 障害保健福祉圏域での連携

障害福祉サービスの実施は、障害のある人が生活する「市町村」を基本的な単
位として、きめ細かいサービスを提供することが必要となりますが、市町村単位
で実施が困難な事業については、事業の内容やニーズに応じて、広域的な障害保
健福祉圏域で、地域間で格差がないようにサービス提供体制づくりを進める必要
があります。

江南市は、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町の5
市2町で構成される尾張北部障害保健福祉圏域に含まれます。

市町村だけでは対応困難な各種サービスを、障害保健福祉圏域内の連携によっ
て、広域的なサービス提供体制を築き、身近な地域で障害のある人の日常的な相
談や、関係機関と適切な連絡調整を図りつつ、障害者の需要に応じた通所・居住
サービス等を提供します。

図2 尾張北部障害保健福祉圏域



第2章 障害者の現状と課題

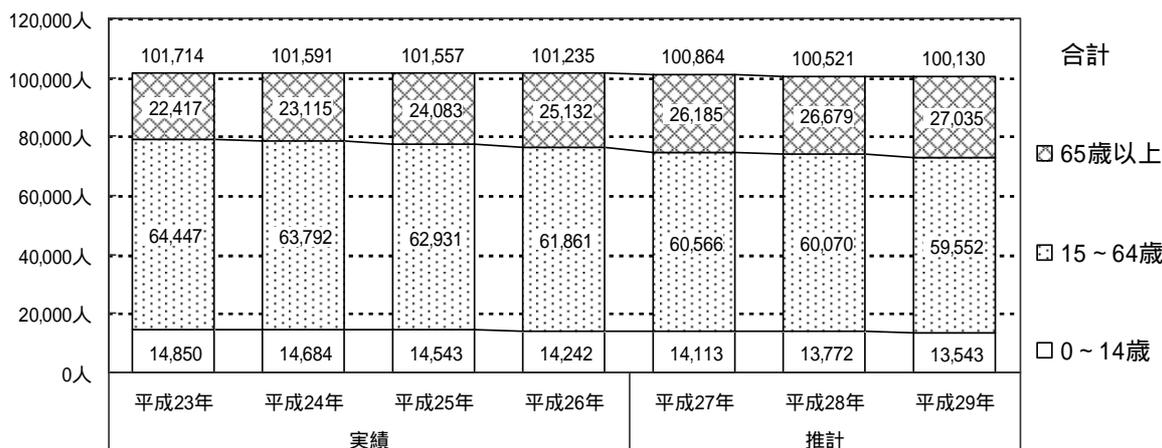
1 障害者数の推移と推計

(1) 本市の人口推計

本市の人口は、平成23年以降、わずかながら減少傾向で、本計画の目標年の平成29年には100,130人と推計されています。

高齢者人口の増加は著しく、平成29年には65歳以上が27,035人、高齢化率は27.0%となると予想され、高齢障害者の増加や、障害のある子どもを支えている親の高齢化が課題となります。

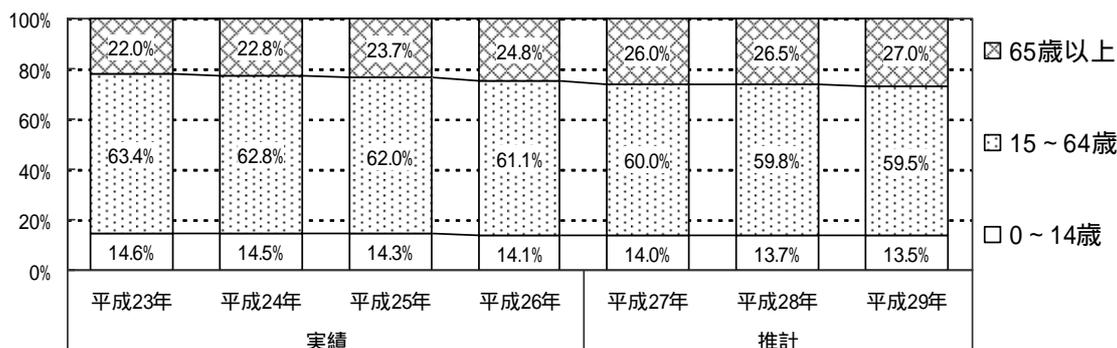
図3 人口推移



各年3月31日

平成26年までの人口は住民基本台帳による。平成27年以降の推計値は、戦略計画策定時から時点修正を行い、コーホート変化率法により推計。

図4 年齢別構成比の推移



(2) 障害者の推移と現況

障害種類別、障害者数

平成26年4月現在、身体障害者数は3,557人、知的障害者数は628人、精神障害者数は625人、平成26年9月現在で難病者数は664人です。

表1 障害種類別、障害者等数(重複あり)

単位:人

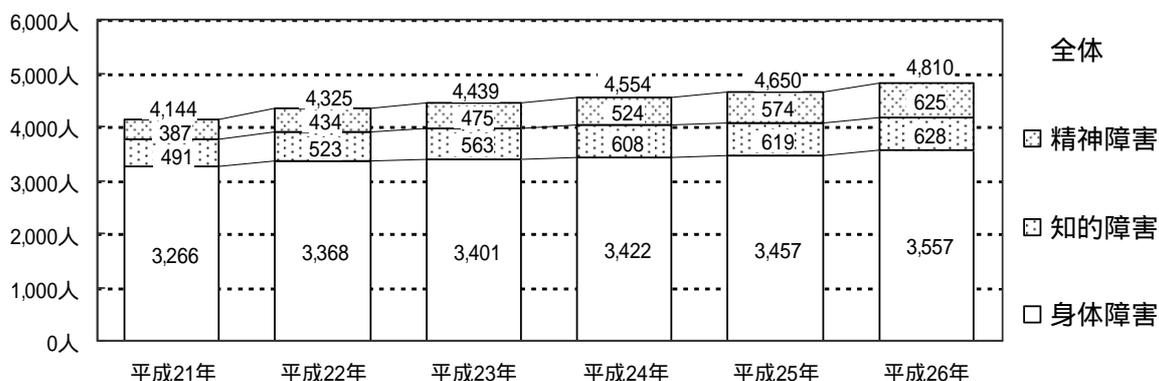
障害種別		人数	備考
身体障害	視覚	189	視覚
	聴覚等	291	聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく
	肢体不自由	2,070	上肢・下肢・体幹等
	内部障害	1,007	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう直腸、肝臓等
	小計	3,557	
知的障害		628	
精神障害		625	
難病		664	
合計		5,474	

資料 福祉課 平成26年4月1日 身体障害、知的障害、精神障害 手帳所持者数
江南保健所 平成26年9月4日 難病 特定疾患医療受給者数

障害数の推移

障害者数は、いずれの障害でも平成21年以降増加傾向です。
知的障害者及び精神障害者の増加が著しく、平成21年から26年の5年間で、それぞれ約1.3倍、約1.6倍となっています。

図5 障害種類別、障害者の推移(重複あり 難病除く)



資料 福祉課 各年4月1日 手帳所持者数

身体障害者数

身体障害者数を手帳の等級別に見ると、平成26年4月現在で、重度の1級が884人、2級が593人となっています。心臓やじん臓の障害では1級の人が多くなっています。

身体障害の部位は下肢が835人、上肢が620人と多くなっています。

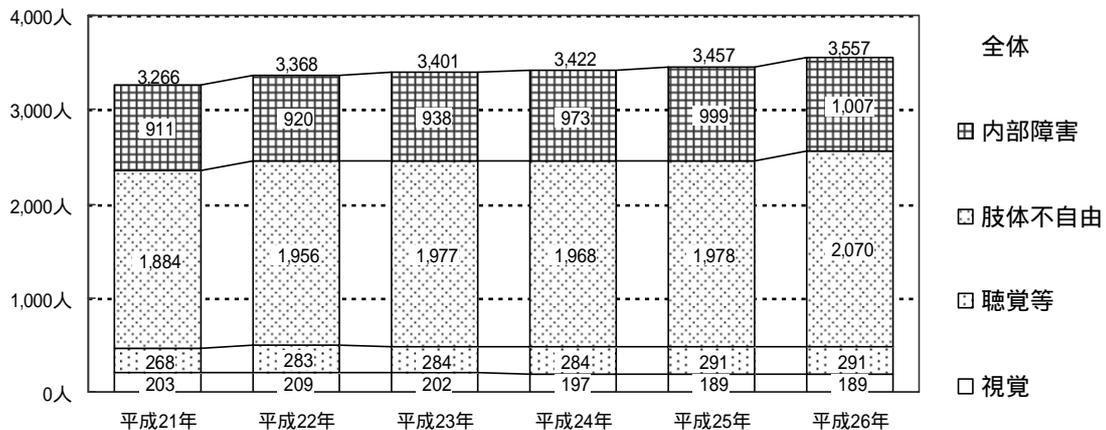
表2 障害部位別、手帳の等級別、身体障害者数（重複あり）

障害部位		手帳の等級						合計	
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	構成比
視覚	視覚	62	66	21	12	15	13	189	5.3%
聴覚等	聴覚・平衡	9	64	43	39	0	91	246	6.9%
	音声・言語・そしゃく	3	6	20	16	0	0	45	1.3%
肢体不自由	上肢	146	162	151	82	41	38	620	17.4%
	下肢	23	40	220	392	127	33	835	23.5%
	体幹	141	240	198	2	34	0	615	17.3%
内部障害	心臓	308	2	156	55	0	0	521	14.6%
	じん臓	183	2	28	41	0	0	254	7.1%
	呼吸器	2	4	55	20	0	0	81	2.3%
	ぼうこう直腸	1	1	2	129	0	0	133	3.7%
	その他(肝臓等)	6	6	6	0	0	0	18	0.5%
合計		884	593	900	788	217	175	3,557	100.0%
構成比		24.9%	16.7%	25.3%	22.2%	6.1%	4.9%	100.0%	

資料：福祉課 平成26年4月1日 身体障害者手帳所持者数

身体障害者数の推移を、障害の部位別に見ると、内部障害と肢体不自由の人数が徐々に増加しています。

図6 障害部位別、身体障害者数の推移（重複あり）



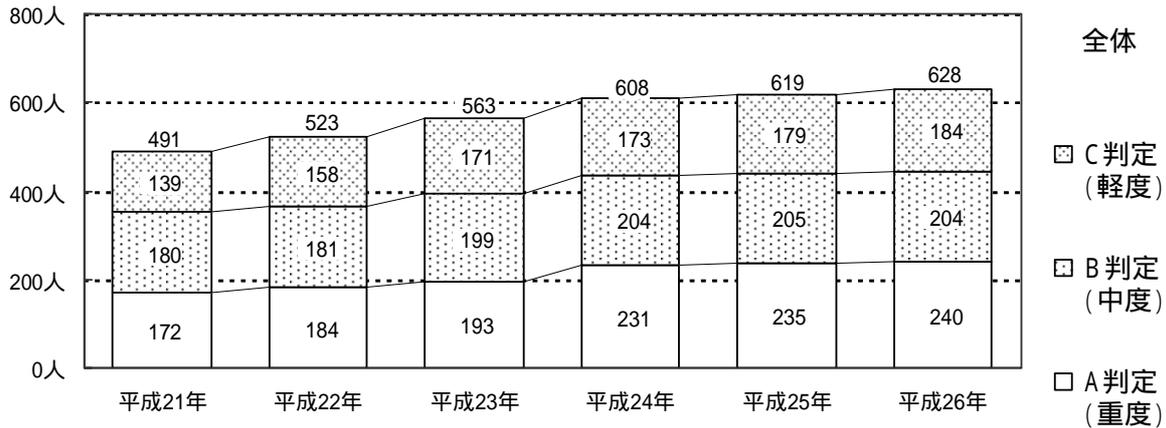
資料：福祉課 各年4月1日 身体障害者手帳所持者数

知的障害者数

知的障害者数は、年々増加傾向にあります。

障害の程度は A 判定（重度）が多く、平成 26 年では 240 人（38.2%）、B 判定（中度）は 204 人（32.5%）、C 判定（軽度）は 184 人（29.3%）となっています。

図 7 障害の程度別、知的障害者数の推移



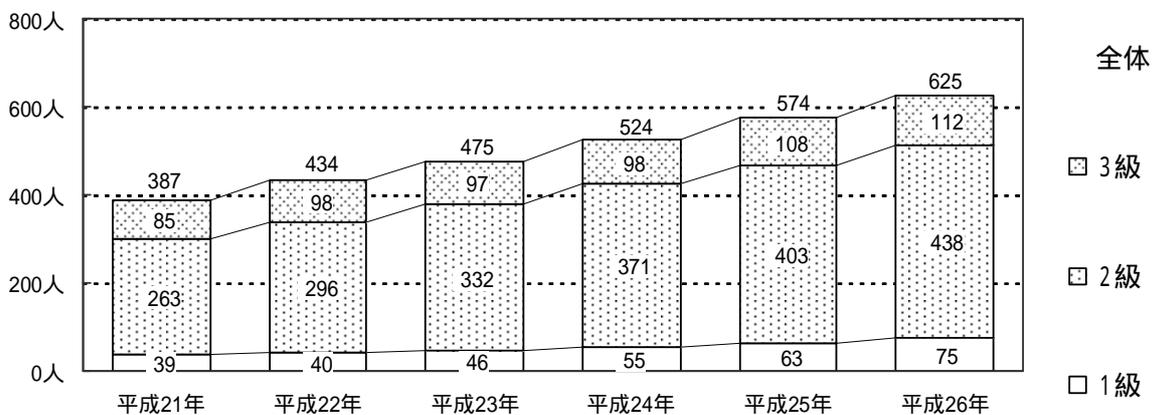
資料 福祉課 各年 4 月 1 日 療育手帳所持者数

精神障害者数

精神障害者数は、年々増加傾向にあります。

障害の程度は 2 級（中度）が多く、平成 26 年では 438 人（70.1%）、1 級（重度）は 75 人（12.0%）、3 級（軽度）は 112 人（17.9%）となっています。

図 8 手帳の等級別、精神障害者数の推移



資料 福祉課 各年 4 月 1 日 精神障害者保健福祉手帳所持者数

(3) 障害者数の推計

本市の人口推計及び障害者数の推移から、平成29年までの障害者数を推計しました。

障害者手帳取得者の増加及び人口の高齢化により、今後も本市の障害者は増加し続けると予測されます。

表3 障害種類別、障害者数推計（重複あり）

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	100,864	100,521	100,130
身体障害者数	3,606	3,656	3,706
知的障害者数	650	672	696
精神障害者数	684	749	820
難病者数	674	683	693
障害者数合計	5,614	5,760	5,914

2 江南市障害者福祉アンケートから見る 現状と課題

平成 26 年 10 月、市内の障害者及び難病の人 1,500 人を対象に江南市障害者福祉アンケートを行い、現状や意見をうかがいました。主な内容をここに紹介します。くわしいアンケート結果及び質問内容は、巻末資料編に掲載してあります。

(1) 回答者の属性

- ・回答者の障害は身体障害が 7 割、知的障害、精神障害、難病がそれぞれ 1 割
- ・回答者の年齢は 65 歳以上が 6 割弱

(2) 介護・介助の必要度やその内容

- ・回答者の約半数は、介護・介助が必要である
- ・介護・介助を必要とする人の、必要な内容は、多い順に「外出の付き添い」(7 割)、「炊事掃除などの家事」(6 割)、「入浴」(5 割強)、「金銭管理や生活のサポート」(5 割強)である

(3) 将来の暮らし方

- ・将来希望する暮らし方は「自宅で家族と同居したい」(4 割)が多く、ほかに「老人ホームや高齢者住宅で」(1 割)、「グループホームなどで仲間と」(5%)とする人もいる

(4) 障害福祉サービスや相談先

- ・障害福祉サービスを利用するための、障害支援区分認定を「受けている」人は 2 割である
- ・福祉についての相談先は、「市役所」(5 割弱)が最も多く、「病院」は 3 割、「ケアマネージャー」は 2 割である

(5) 学校や仕事

- ・障害児が、学校等で困ることは、「同級生など友だちとの関係」(4 割)、「学習や勉強」(4 割弱)、「放課後や休日の生活」(3 割弱)などがある
- ・現在仕事に就いている人のうち、仕事に「満足」は 6 割強、「不満足」は 4 割弱である
- ・現在無職の人のうち、今後「仕事につきたい」人は 2 割弱である

3 団体アンケートから見る現状と課題

平成 26 年 10 月、市内の障害者・児及び家族の団体に、最近の現状や課題について、ご意見をうかがいました。

その結果、下記の課題があることがわかりましたので、紹介させていただきます。

(1) 親と子の高齢化による課題

- ・子どもとの外出が難しくなっている
- ・行事に参加することが困難になっている
- ・入所希望する人が増えている
- ・活動が弱体化している

(2) 障害の多様化による課題

- ・方向性が多岐にわたっている

(3) 今後必要な福祉等

- ・緊急時に対応できるような市内のショートステイ等
- ・グループホーム整備
- ・障害者・児対象のイベント開催
- ・福祉市バス
- ・市が後押しした障害者雇用の促進

(4) 今後必要な団体への支援等

- ・若い会員の活動
- ・活動（行事など）のサポート

第3章 計画内容

1 基本方針

第3期障害福祉計画の基本方針を踏まえ、引き続き、次の基本方針で計画を進めます。

相談支援体制の強化

障害のある人の多様化するニーズに対応できるよう、相談支援体制の強化を図ります。

地域生活の支援

障害のある人が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、グループホームの整備など、地域生活の支援を進めます。

地域活動の支援

障害のある人が自分の能力を生かし、積極的な社会参加を行うために、意思疎通支援（手話通訳など）や、外出支援などのサービスの充実を図ります。

雇用・就労の促進

障害のある人が、職業生活を継続できるよう、一般企業、ハローワーク、就労支援事業所等の関係機関との連携を図りながら、就労のための訓練や、就労の機会の確保に努めます。

自立生活の支援

障害のある人が自宅で自立した生活をおくれるよう、相談支援、生活を支えるホームヘルプなどの訪問系サービス、デイサービスなどの日中活動系サービスの充実を図ります。

障害児の支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援など、障害児の支援を、関係機関と連携を図って充実に努めます。

2 平成29年度の目標値

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

入所施設から地域生活への移行については、国の考え方では平成29年度末を終了時点として12%以上が地域生活へ移行するとともに、4%以上入所者数を削減する事が基本とされているところです。

しかし、本市においては地域に入所施設が少なく、また障害者や介助者である親が高齢化するなか、新たに施設入所を求めるニーズは高まっています。

このことから、訪問系・日中活動系の障害福祉サービスのほか、共同生活援助（グループホーム）などの整備に努めながら、本市における入所者数の目標は現状維持とします。また、新たな障害者支援施設の取り扱いに関しては今後の検討課題とします。

項目	数値 (人)	参考
平成26年3月時点の 施設入所者数(A)	94	
【目標値】平成29年度末の 施設入所者数(B)	94	国の考え方では、平成29年度末を終了時点として、12%以上が地域移行へ移行するとともに、4%以上入所者数を削減する事を基本とされている。 本市において新たに施設入所を求めるニーズは高まっており、入所者数の目標は現状維持とする。
【目標値】削減見込(A - B)	0 0%	
【目標値】地域生活移行者数	0 0%	

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

平成 2 4 年度の福祉施設等からの一般就労移行者数の 6 名に対して、平成 2 9 年度も同数の 6 名が一般就労移行することを目標とします。

就労移行支援事業の利用者数については、平成 2 5 年度末の 1 9 名から、平成 2 9 年度には 3 1 名を見込み、6 割以上増加する目標とします。

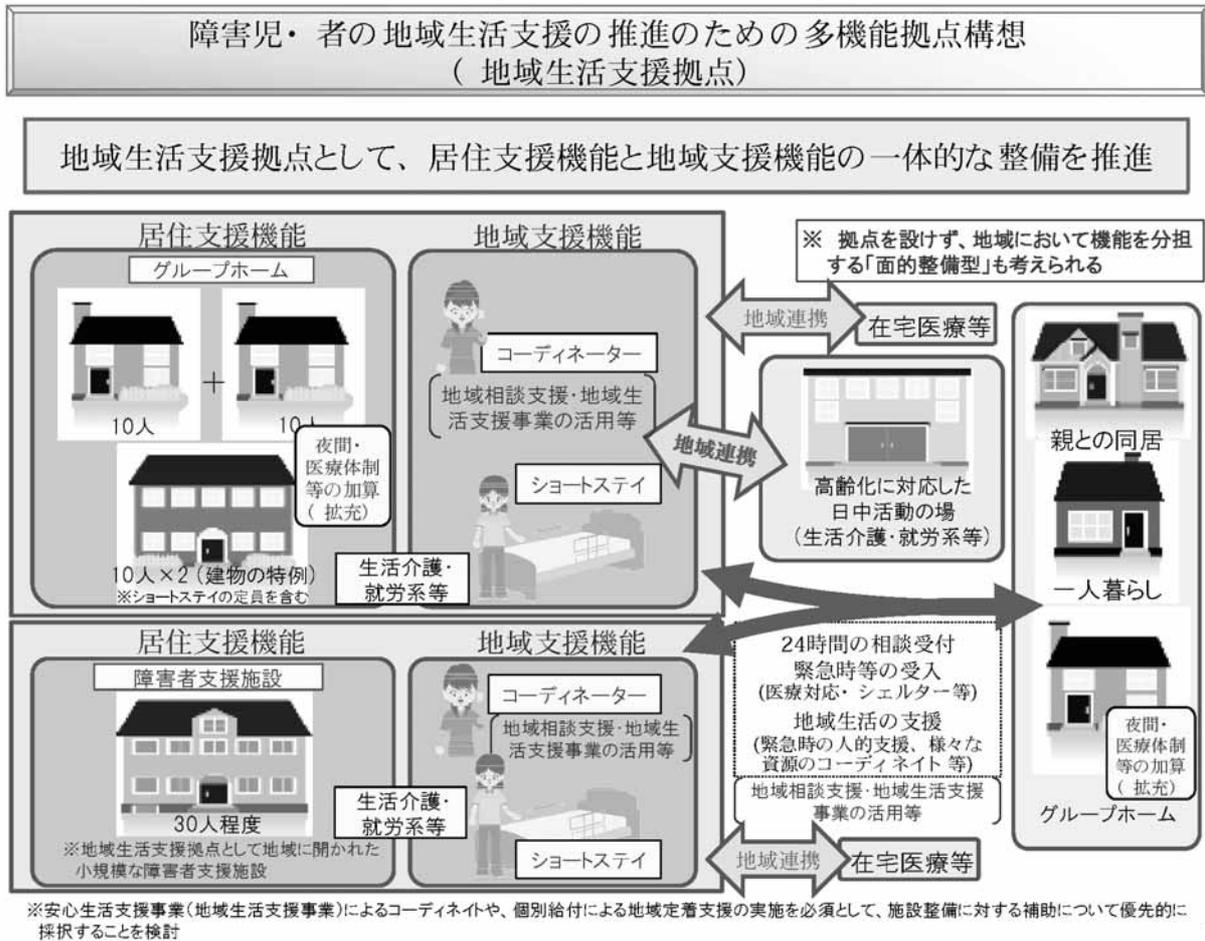
就労継続支援 (A 型) については、平成 2 6 年度の利用者数 6 5 名から微増した 7 0 名を目標とし、就労継続支援 (B 型) については平成 2 6 年度の利用者数 3 7 名から微増した 4 0 名を目標とします。

項目	数値 (人)	参考
平成 2 4 年度の 年間一般就労移行者数	6	就労継続支援等や旧法授産施設等の福祉施設利用者のうち一般就労を開始した人の数
平成 2 5 年度の利用者 合計	1 0 1	利用実人数
就労移行支援事業	1 9	
就労継続支援 (A 型)	4 5	
就労継続支援 (B 型)	3 7	
【目標値】平成 2 9 年度の 年間一般就労移行者数	6	国の考え方は、平成 2 4 年度の一般就労移行者数の 2 倍以上が平成 2 9 年度に一般就労移行することであるが、本市においては同数が一般就労することを目標とする。 また、平成 2 9 年度末就労移行支援事業利用者数が、平成 2 5 年度の就労移行支援事業の利用者数の 6 割以上増加することを目標とする。
【目標値】平成 2 9 年度の利用者 合計	1 4 1	
就労移行支援事業	3 1	
就労継続支援 (A 型)	7 0	
就労継続支援 (B 型)	4 0	

(3) 地域生活支援拠点

障害者・児の地域生活を支援する「地域生活支援拠点」については、圏域において、地域の複数の関係機関が分担して機能を担う体制である面的整備を検討します。

地域生活支援拠点のイメージ



(4) 事業所等整備見込み量

平成26年度の利用者数に、事業所の整備意向などから見込み量を定めました。

表4 事業所整備予定

区分	平成26年度 既設事業所数	平成27～29年度 整備予定	平成29年度末 事業所数
就労移行支援 定員	3か所 32人	予定なし -	3か所 32人
就労継続支援(A型) 定員	4か所 70人	予定なし -	4か所 70人
共同生活援助(グループホーム) 定員	4か所 24人	1か所 6人	5か所 30人

3 障害福祉サービスの体系

障害者総合支援法には、全国一律で共通に介護などのサービスを提供する「自立支援給付」と、市町村が地域の状況に応じて必要な事業を行う「地域生活支援事業」があります。

「自立支援給付」には、介護、訓練等、相談支援、補装具、医療費などの給付が定められています。介護給付は、ホームヘルプやデイサービス等で、障害により必要とされる支援の度合を示す「障害支援区分」によって、受けられる給付が決定されます。

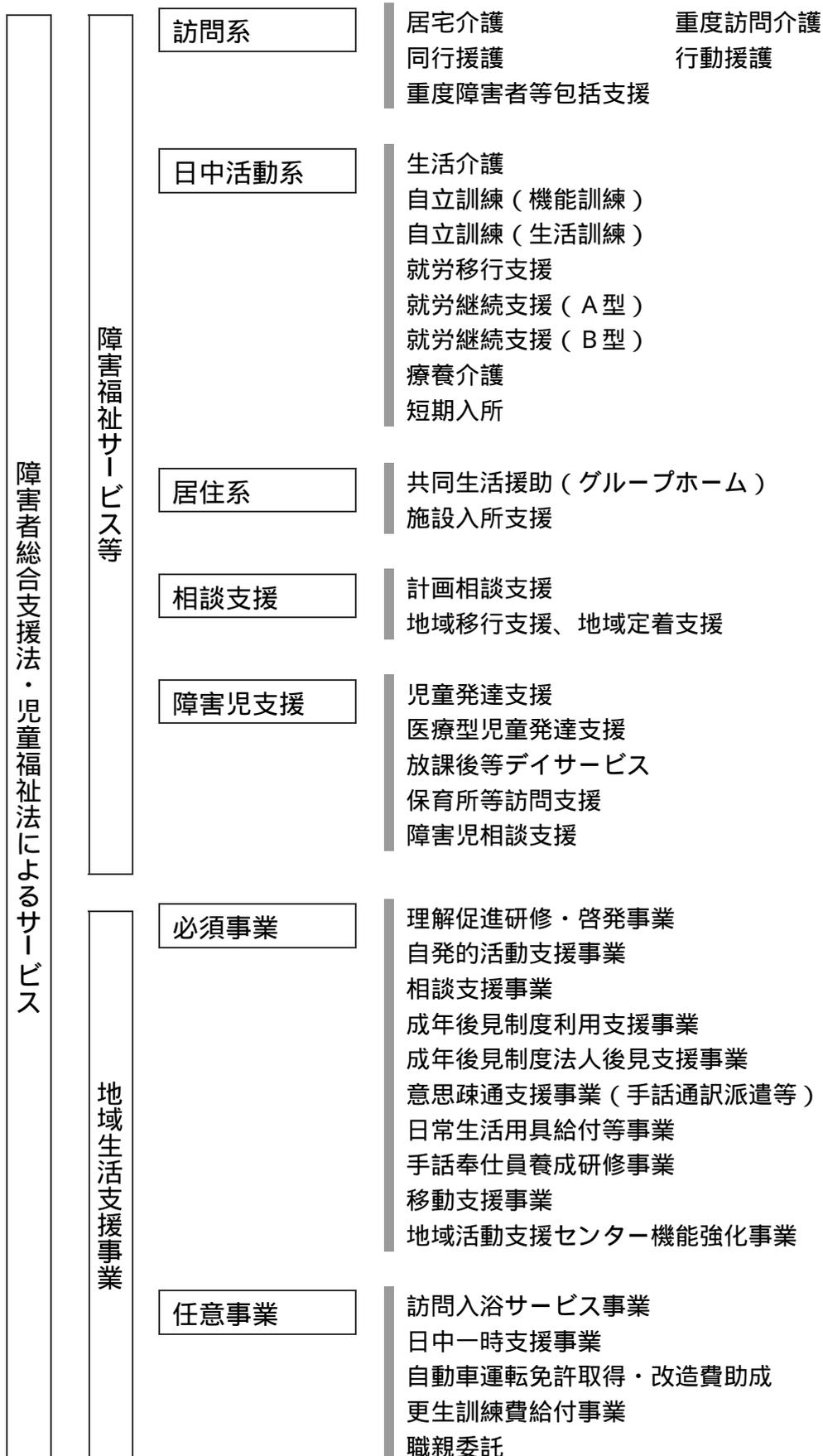
訓練等給付は就労支援などです。地域相談支援給付は地域移行支援、地域定着支援の相談、計画相談支援給付は障害者のケアプラン作成等の給付です。

本計画では、これらの「自立支援給付」を「障害福祉サービス」とし、さらに児童福祉法による障害児支援及び「地域生活支援事業」を合わせて「障害福祉サービス等」と呼びます。

「地域生活支援事業」は、市町村においては必須事業、任意事業、障害支援区分認定等事務があります。

必須事業は理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業(手話通訳者派遣等)、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業(ガイドヘルパー等)、地域活動支援センター機能強化事業(作業所などの充実)などを行います。

障害福祉サービス等の体系



4 障害福祉サービス等の見込み量

第4期障害福祉計画では、平成27年度から平成29年度までの障害福祉サービスのサービス見込み量を以下のとおりとします。

見込みの数値は、人口や障害者数の見込み、現在のサービス利用状況、利用者ニーズ、サービス事業者の提供体制により設定しました。

(1) 訪問系サービス

サービス内容

サービス名称	主な対象者	実施内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害者(身体・知的・精神) 障害児、難病者	居宅において、入浴・排せつなどの介護介助や掃除、料理などの家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の要介護状態にあり、四肢の麻痺のある身体障害者や行動上著しい困難を有する知的障害者、精神障害者	重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする障害者や行動上著しい困難を有する知的障害者、精神障害者に対して、入浴・排せつ・食事、外出時の移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害者	視覚障害者が外出する際に、移動に必要な情報の提供や代読なども含めた必要な援護を行います。
行動援護	自閉症、てんかんなどのある重度の知的障害者・児、統合失調症などのある重度の精神障害者で常時介護を要する人等	知的障害または精神障害等によって行動上著しく困難であって、常時介護を必要とする障害者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護などを行います。
重度障害者等 包括支援	極めて重度の身体障害者、強度行動障害のある極めて重度の知的障害者、極めて重度の精神障害者等	常時介護を必要とする障害者などに対して、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護などを包括的に行います。

見込み量の考え方

平成24年度から平成26年度の利用者数の変化から見込んだ将来の利用者数に1か月間の1人当たりの利用量を乗じて見込み量を定めました。

実績と見込み量（1か月あたり）

サービス名称		単位	第3期計画			第4期計画		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護、 重度訪問介護、 同行援護、 行動援護、 重度障害者等 包括支援	計画	人	82	94	108	84	85	86
		時間	1,968	2,256	2,592	1,344	1,360	1,376
	実績	人	80	83	83			
		時間	1,480	1,359	1,294			

（2）日中活動系サービス

サービス内容

サービス名称	主な対象者	実施内容
生活介護	常時介護を必要とする障害者等で、障害支援区分が区分3以上の人（施設に入所する場合は、区分4以上）	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能の維持・向上のため、支援が必要な身体障害者及び難病者	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上の訓練を行います。
自立訓練 （生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な障害者（知的・精神）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上の訓練を行います。
就労移行支援	65歳未満で、一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓などを通じ、企業などへの雇用や在宅就労が見込まれる障害者	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

サービス名称	主な対象者	実施内容
就 労 継 続 支 援 (A 型)	65 歳未満で、就労に必要な知識能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障害者で、就労移行支援により一般企業の雇用に結びつかなかった人、特別支援学校を卒業して雇用に結びつかなかった人、就労経験があり、一般企業を離職した人	事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。(事業所では労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。) 一般企業などでの就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導などを行います。
就 労 継 続 支 援 (B 型)	就労の機会を通じて、生産活動にかかる知識・能力の向上や維持が期待される障害者で、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援(雇成型)の雇用に結びつかなかった人、一般企業などでの就労経験はあるが、年齢や体力の面から就労が困難となった人、50 歳に達している人など	就労の機会や生産活動の機会を提供します。(雇用契約は締結しません。) 一般企業などでの就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導などを行います。
療養介護	医療的ケアや常時介護を必要とする人で、ALS(筋萎縮性側索硬化症)患者等人口呼吸器で呼吸管理を行っている障害支援区分が区分6の人、または筋ジストロフィー患者、重症心身障害者で、障害支援区分が区分5の人	医療的ケアと常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	福祉型は障害支援区分が区分1以上である人または障害支援区分1以上に該当する障害児、医療型は重度障害児・者など	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設や病院等で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

見込み量の考え方

平成26年の利用者数に、平成24年度～26年度の利用者数から見込んだ数を加え、1か月間の1人当たりの利用量を乗じて見込み量を定めました。

実績と見込み量（1か月あたり）

サービス名称		単位	第3期計画			第4期計画		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	計画	人	197	206	216	211	222	225
		日	3,841	4,017	4,212	4,134	4,352	4,375
	実績	人	206	198	208			
		日	4,113	3,907	4,113			
自立訓練 (機能訓練)	計画	人	3	3	3	1	1	1
		日	66	66	66	2	2	2
	実績	人	1	1	1			
		日	6	2	2			
自立訓練 (生活訓練)	計画	人	4	4	4	11	11	11
		日	88	88	88	102	106	106
	実績	人	7	11	11			
		日	61	98	102			
就労移行支援	計画	人	9	10	12	25	28	31
		日	198	220	264	425	476	527
	実績	人	19	19	23			
		日	348	330	395			
就労継続支援 (A型)	計画	人	14	16	18	66	68	70
		日	308	352	396	1,300	1,340	1,379
	実績	人	32	45	65			
		日	628	894	1,283			
就労継続支援 (B型)	計画	人	18	20	23	38	39	40
		日	396	440	506	562	577	592
	実績	人	28	37	37			
		日	430	548	548			
療養介護	計画	人	6	6	6	6	6	6
	実績	人	6	6	6			
短期入所	計画	人	33	36	39	28	28	28
		日	198	216	234	172	172	172
	実績	人	35	32	28			
		日	196	139	172			

(3) 居住系サービス

サービス内容

サービス名称	主な対象者	実施内容
共同生活援助 (グループホーム)	障害支援区分が区分2以上に該当する障害者(身体・知的・精神)	少人数で共同生活を行う住居で、夜間や休日に、日常生活上の援助や介助を行います。
施設入所支援	介護を必要とする障害者(身体・知的・精神)で、障害支援区分が区分4以上の人等	居住の場を提供し、夜間や休日に、入浴、食事等の介助、食事の提供、生活等に関する相談を行います。

見込み量の考え方

平成26年度の利用者数に、事業所の整備などから見込んだ数を加え、見込み量を定めました。

実績と見込み量 (1か月あたり)

サービス名称		単位	第3期計画			第4期計画		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 (グループホーム)	計画	人	15	16	27	31	33	41
	実績	人	24	24	29			
施設入所支援	計画	人	90	88	86	94	94	94
	実績	人	93	92	94			

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス内容

サービス名称	実施内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障害者等に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画を作成し、また、利用状況の検証、計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	障害者支援施設などに入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対して、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談などを行います。
地域定着支援	施設・病院から退所・退院した障害者、家族との同居から一人暮らしに移行した障害者、地域生活が不安定な障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などに相談を行います。

見込み量の考え方

計画相談支援については、障害福祉サービス利用者全員にサービス等利用計画を作成するよう努めます。

地域移行支援、地域定着支援については、地域生活への移行による新たな利用を見込み、見込み量を定めました。

実績と見込み量（1か月あたり）

サービス名称		単位	第3期計画			第4期計画		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	計画	人	15	15	15	75	81	85
	実績	人	1	5	72			
地域移行支援	計画	人	2	2	2	0	0	0
	実績	人	0	0	1			
地域定着支援	計画	人	2	2	2	1	2	2
	実績	人	0	0	1			

(5) 児童への支援

サービス内容

サービス名称	主な対象者	実施内容
児童発達支援	就学前の障害児など	就学前の障害児等が、保護者とともに、または児童のみで通所し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育事業を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的な支援が必要な児童	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児等	就学している障害児等が、授業終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中または利用予定の障害児など	児童が、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を専門の担当者が訪問し、障害児本人への訓練や、保育所等のスタッフに対する指導を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害児等	障害児の心身の状況や環境、障害児または保護者の意向などを踏まえた「障害児支援利用計画」の作成及び検証と見直し（モニタリング）を行います。

見込み量の考え方

児童発達支援、放課後等デイサービスについては平成26年度の平均利用者数に、事業所の整備などから見込んだ数を加え、1か月間の1人当たりの利用量を乗じて見込み量を定めました。

実績と見込み量（1か月あたり）

サービス名称		単位	第3期計画			第4期計画		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援 平成24～26年度の計画及び実績に児童デイサービス含む	計画	人	128	160	200	58	52	60
		日	896	1,120	1,400	351	316	365
	実績	人	61	56	50			
		日	402	337	304			
医療型 児童発達支援	計画	人				0	0	0
		日				0	0	0
	実績	人	0	0	0			
		日	0	0	0			
放課後等 デイサービス 平成24～26年度の計画は児童発達支援に合計して記載	計画	人	-	-	-	135	187	205
		日	-	-	-	1,080	1,453	1,592
	実績	人	61	89	123			
		日	402	733	986			
保育所等 訪問支援	計画	人				0	0	0
		日 (回)				0	0	0
	実績	人	0	0	0			
		日	0	0	0			
障害児相談支援	計画	人				35	38	40
	実績	人	0	1	34			

5 地域生活支援事業の見込み量

第4期障害福祉計画では、平成27年度から平成29年度までの地域生活支援事業のサービス見込み量を以下のとおりとします。

見込みの数值は、障害福祉サービスと同様に、障害者数の推計、現在のサービス利用状況、利用者ニーズ、サービス事業者の提供体制により設定しました。

(1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

事業内容

事業名	実施内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して障害者等に対する理解を深め、地域において住民・公的機関・福祉関係者が共同し福祉課題に取り組む体制を構築するための研修・啓発事業です。
自発的活動支援事業	障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。

見込み量の考え方

これまで実施してきた啓発事業や障害者等団体への支援を継続します。

実績と見込み量（年間）

事業名	単位	第3期計画 実績			第4期計画 見込み		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(2) 相談支援事業

事業内容

事業名	実施内容
相談支援事業	<p>基幹相談支援センター等機能強化事業 相談支援事業の機能を強化するために、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置します。</p> <p>住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 賃貸住宅への入居について、保証人がいないなどの理由により困難な障害者に対し、調整などの支援を行います。</p> <p>障害者相談支援事業 委託相談支援事業所で福祉サービスの利用援助、ピアカウンセリング、権利の擁護のために必要な援助などの相談を行います。</p> <p>地域総合支援協議会 関係機関や団体、障害者等により構成される協議会で、相互の連絡を図り、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。</p>

見込み量の考え方

基幹相談支援センター等機能強化事業では、江南市に基幹相談支援センターを1か所設置しています。障害者相談支援事業では、江南市社会福祉協議会障害者相談支援センター及び精神障害者地域活動支援センター「希楽里」(犬山市)の2か所を、継続して設置としました。

住宅入居等支援事業、地域総合支援協議会の設置を継続して実施としました。

実績と見込み量（年間）

事業名		単位	第3期計画			第4期計画 見込み			
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業	計画	か所数	設置あり	設置あり	設置あり	1	1	1
		実績	1	1	1				
	住宅入居等支援事業	計画	か所数	設置あり	設置あり	設置あり	1	1	1
		実績	1	1	1				
	障害者相談支援事業	計画	か所数	3	3	3	2	2	2
		実績	1	2	2				
	地域総合支援協議会	計画	-	設置あり	設置あり	設置あり	設置あり	設置あり	設置あり
		実績		設置あり	設置あり	設置あり			

(3) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

事業内容

事業名	実施内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で、成年後見制度の利用に要する費用について助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を作り、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動の支援を行います。

見込み量の考え方

成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業は継続して実施とし、障害者の保護者等の高齢化により、利用が増加すると見込みました。

実績と見込み量（年間）

事業名	単位	第3期計画			第4期計画 見込み			
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
成年後見制度利用支援事業	計画	か所数	1	1	1	1	1	1
		人	4	4	4	2	3	4
	実績	か所数	1	1	1			
		人	3	2	1			
成年後見制度法人後見支援事業	計画	-	-	-	実施	実施	実施	
	実績	-	-	実施	実施			

(4) 意思疎通支援事業 (手話通訳等)

事業内容

事業名	実施内容
意思疎通支援事業	聴覚障害者など、意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話通訳者、要約筆記者などを派遣する事業です。

見込み量の考え方

手話通訳者設置、手話通訳者派遣については、平成29年度まで横ばいを見込みました。

要約筆記者派遣については、制度の周知を図ることにより、利用者2人と見込みました。

実績と見込み量 (年間)

事業名	単位	第3期計画			第4期計画 見込み				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
意思疎通支援事業	手話通訳者設置	計画	日	-	-	-	195	195	195
		実績	人	2	2	2	2	2	2
	平成25年度までは市役所開庁日の週2日、平成26年度以降は週4日	計画	日	102	102	195			
		実績	人	2	2	2			
	手話通訳者派遣	計画	件	-	-	-	230	230	230
			人	10	10	10	10	10	10
実績		件	164	157	227				
		人	-	-	-				
要約筆記者派遣	計画	件	-	-	-	10	10	10	
		人	2	2	2	2	2	2	
	実績	件	0	0	0				
		人	-	-	-				

(5) 日常生活用具給付等事業

事業内容

事業名	実施内容
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度の障害者、障害児、難病者等に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具などを給付する事業です。

見込み量の考え方

平成24年度から平成26年度の3年間の平均値を基に、平成29年度まで横ばいと見込みました。

実績と見込み量（年間）

事業名		単位	第3期計画			第4期計画 見込み		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	計画	2	2	2	2	2	2
		実績	1	13	2			
	自立生活支援用具	計画	15	15	15	20	20	20
		実績	20	11	20			
	在宅療養等支援用具	計画	16	16	16	21	21	21
		実績	20	14	23			
	情報・意思疎通支援用具	計画	26	26	26	15	15	15
		実績	15	10	14			
	排泄管理支援用具	計画	815	815	815	1,840	1,850	1,860
		実績	1,773	1,826	1,833			
	居宅生活動作補助用具	計画	0	2	2	2	2	2
		実績	0	0	1			
	合計	計画	874	876	876	1,900	1,910	1,920
		実績	1,829	1,874	1,893			

(6) 手話奉仕員養成研修事業

事業内容

事業名	実施内容
手話奉仕員養成研修事業	圏域において、手話奉仕員養成研修を実施します。

見込み量の考え方

手話奉仕員養成研修を実施します。

実績と見込み量（年間）

事業名		第3期計画			第4期計画 見込み		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
手話奉仕員養成研修事業	計画	/	/	/	実施	実施	実施
	実績	-	-	実施	/	/	/

(7) 移動支援事業

事業内容

事業名	実施内容
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援する事業です。

見込み量の考え方

実利用者数については、平成26年度の利用実績を基に推計しました。

利用延時間については、平成26年度の1人当たりの利用時間を基に見込みました。

実績と見込み量（1か月当たり）

事業名	単位	第3期計画			第4期計画 見込み			
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
移動支援事業	計画	人	65	65	65	55	55	55
		時間	322	322	322	250	250	250
	実績	人	59	54	53	/	/	/
		時間	265	242	237	/	/	/

(8) 地域活動支援センター機能強化事業

事業内容

事業名	実施内容
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センターは利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供や、地域との交流などの地域の実情に応じた支援を行います。 地域活動支援センター機能強化事業は、基礎的事業に加え、専門職員などを配置するなどして機能を強化する事業です。

見込み量の考え方

引き続き身体障害者 1 か所、知的障害者 1 か所、精神障害者 1 か所の地域活動支援センターを設置していきます。

実績と見込み量（年間）

事業名	単位	第3期計画			第4期計画 見込み		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
地域活動支援センター	身体障害	か所数	1	1	1	1	1
	知的障害	か所数	1	1	1	1	1
	精神障害	か所数	1	1	1	1	1

(9) 市町村任意事業

事業内容

事業名	実施内容
訪問入浴サービス事業	自宅において入浴が困難な重度の身体障害者・児を対象に、移動入浴車による訪問入浴を行う事業です。
自動車運転免許取得費の助成	自動車免許取得に要する費用の一部を助成し、障害のある人の就労等社会活動への参加を促進する事業です。
身体障害者自動車改造費の助成	身体障害のある人が、自らが所有する自動車を運転するために改造する場合に、改造に要する経費を助成する事業です。

事業名	実施内容
日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障害者・児等の日中における活動の場を提供する事業です。
更生訓練費給付	就労移行支援などを利用している人に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る事業です。
職親委託	知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間、事業経営者に預け、生活指導及び技能取得訓練等を行う事業です。

見込み量の考え方

任意事業については平成24年度から平成26年度の3年間の平均値を基に、平成29年度まで横ばいと推計しました。

実績と見込み量（年間）

事業名	単位	第3期計画			第4期計画 見込み			
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
訪問入浴サービス事業	計画	人	-	-	-	3	3	3
		回	91	91	91	48	48	48
	実績	人	6	2	2	/	/	/
		回	53	44	44	/	/	/
自動車運転免許取得費の助成	計画	人	2	2	2	1	1	1
	実績	人	0	1	1	/	/	/
身体障害者自動車改造費の助成	計画	件	5	5	5	5	5	5
	実績	件	4	3	2	/	/	/
日中一時支援事業	計画	人	82	82	82	47	47	47
		日	135	216	216	216	216	216
	実績	人	38	47	46	/	/	/
		日	135	216	211	/	/	/
更生訓練費給付	計画	人	8	8	8	18	19	20
	実績	人	7	14	17	/	/	/
職親委託	計画	人	2	2	2	1	1	1
	実績	人	1	1	1	/	/	/

6 障害福祉サービス等の提供体制と確保策

(1) 障害福祉サービス等の見込み量確保のための方策

訪問系サービス

○サービス提供事業者に対し、サービスを必要とする障害者へのサービス拡充に向け働きかけ、ニーズに応じた適切なサービスを提供できるよう努めます。

サービス提供事業者へ、専門的人材の確保やその質的向上を図るよう、働きかけていきます。

ガイドヘルパーなどについて、質の高いサービスの提供が確保されるよう、事業者と連携し人材確保に努めます。

日中活動系サービス

事業者が常時介護を要する人のサービス利用に対応できる支援体制が整えられるよう、人材の確保について支援を行います。

一般企業等への就労が困難な人に対し、継続的な就労を確保する観点から、企業などに対し、就労継続支援事業所への発注の働きかけを行い、安定した就労継続支援事業所運営への支援に努めます。

障害者等の企業などへの就労機会の拡大のため、犬山公共職業安定所との連携を強化して、障害者雇用に対する事業所の理解と協力の啓発を図るとともに、障害者等に対する雇用に関する情報の提供に努めます。

介護者の疾病や冠婚葬祭など、一時的に家庭での障害者・児介護が困難となった家庭などを支援するため、短期入所（ショートステイ）事業の受け入れ体制の充実に向けて、社会福祉法人、医療法人などの民間事業者へ働きかけていきます。

居住系サービス

○地域生活への移行を進めるため、共同生活援助（グループホーム）を実施するサービス事業所の参入を働きかけ、施設整備の支援に努めるとともに障害に対する地域住民の理解を促します。

入所を必要とする障害のある人等に対し、適切に対応できる施設利用を推進します。新たな障害者支援施設の取り扱いに関しては今後も検討します。

計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

- 適切なサービス利用計画の作成を円滑に行うために、専門的な相談支援体制の確保をサービス提供事業者等に働きかけるとともに、情報の提供などの支援に努めます。

障害児福祉サービス

- 発達障害のある児童の利用増加が見込まれることから、既存サービス提供事業者以外の場での実施の可能性を含め、サービスの確保に努めます。
- サービス提供事業者に対し、サービスを必要とする障害児へのサービス拡充に向け働きかけ、ニーズに応じた適切なサービスを提供できるよう努めます。

(2) 地域生活支援事業の見込み量確保のための方策

理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

- これまで実施していた研修・啓発事業、団体等への支援事業を継続します。

相談支援事業

- 障害のある人や家族などからの相談に応じて、必要な情報や助言を提供するため、身近な相談支援の場の確保に努めます。
- 相談支援体制の充実に向けて、相談支援窓口のネットワーク化を図るとともに、情報の共有化に努めます。
- 相談支援事業を効果的に実施するために、地域総合支援協議会を活用し、地域の関係機関の連携強化に努めます。

成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

- 本市社会福祉協議会の成年後見センターの周知を図り、今後の保護者の高齢化等に伴う利用者増に備えます。
- 障害のある人に対する虐待や差別の防止に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関と連携を図るとともに、成年後見制度の活用を含め人権擁護に努めます。

意思疎通支援事業（手話通訳等）

- 障害者団体との連携により、地域における手話通訳者や要約筆記者の把握に努め、サービスの提供体制を整えます。
- 障害のある人に対し、事業の普及啓発を図り、サービスの利用を促進します。

日常生活用具給付等事業

- 障害のある人が安定した日常生活を送るため、事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

手話奉仕員養成研修事業

- 圏域で手話奉仕員養成研修を行い、手話奉仕員の養成に努めます。

移動支援事業

- 障害のある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めます
- 障害のある人の社会参加を促すため、移動ボランティア、送迎ボランティアなど、外出を支えるボランティアの育成の支援に努めます。

地域活動支援センター機能強化事業

- 障害の特性に合わせた活動内容の充実を働きかけていきます。

市町村任意事業

- 各種福祉制度の周知に努め、事業の利用促進を図り、障害のある人やその家族の支援に努めます。
- 日中一時支援事業については、サービス提供事業所と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。

第4章 計画の推進

1 推進体制

(1) 内部推進体制の整備

福祉、保健、医療、教育、雇用、まちづくりなど、幅広い分野にわたる障害者施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内の関係部署との連携を一層強化し、計画の推進を図ります。

また、市職員に対して研修を実施し、障害者福祉に関する知識と意識を高め、障害者施策を実施する職員としての資質を向上します。

(2) 関係機関・団体との連携

本計画を推進していくにあたり、関係機関、事業所、障害者団体等と連携を図りながら、取り組みます。

地域における障害者を支えるネットワークの核となる「総合支援協議会」による、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発、本計画の推進に必要な事項の検討、着実な進行管理に努めます。

(3) 障害保健福祉圏域における連携

必要な障害福祉サービス量の確保や、より効果的な事業展開のため、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町からなる尾張北部障害保健福祉圏域における連携で、サービス供給及び支援体制の充実を図ります。

(4) 計画の普及・啓発

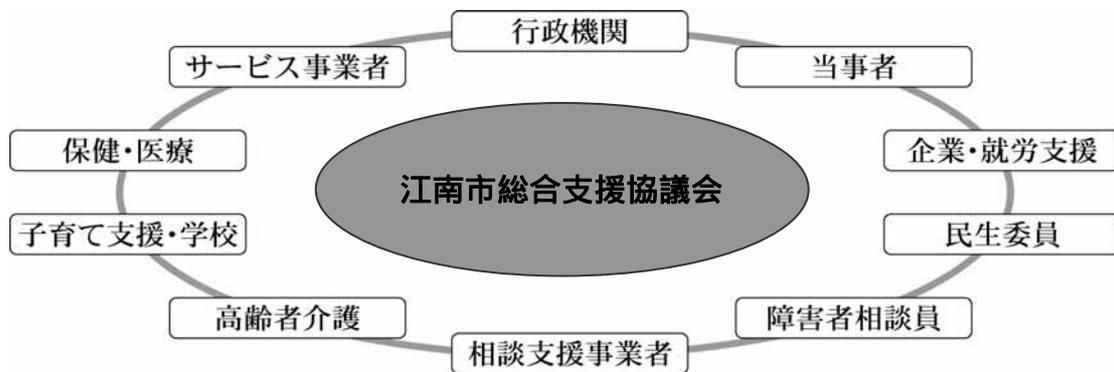
「広報こうなん」、本市ホームページ等による情報提供によって、本計画の周知及び障害福祉サービスの利用促進を図ります。また、障害者に対する地域住民の理解と協力を得られるよう普及啓発を図ります。

2 進行管理

本計画の施策や福祉サービスの実効性を高めるため、計画の評価、見直しを行う機関として「総合支援協議会」を位置付けます。

国の基本指針に即して、計画期間の各年度におけるサービス見込み量のほか、平成29年度末の目標値の達成状況をPDCAサイクルによって評価、見直しを実施します。

図9 総合支援協議会 イメージ図



地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
地域の社会資源の開発、改善

資料編

江南市障害者福祉アンケート結果報告書

1. アンケートのあらまし

(1) 調査の目的

第4期障害福祉計画を策定するにあたり、市の障害福祉について障害者の皆様のご意見をお伺いし、計画策定の資料とすることを目的としました。

(2) 調査の設計

調査対象者

平成26年8月31日時点の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）をもつ市民、難病の市民より無作為抽出した1,500人。難病の対象者抽出については愛知県健康福祉部の協力を得て実施しました。

調査方法 郵送法（郵送による調査票の配布・回収）

調査期間 平成26年10月1日（水）～10月15日（水）の15日間

調査基準日 平成26年10月1日

(3) 回収結果

実質調査対象者数 1,479人（抽出した1,500人から転居者等21人を除いた数）

回収数 901人（白票、病気などによる辞退などを除く）

回収率 60.9%（ \div ）

(4) 調査項目

回答者の基本的属性

家族や介護・介助

通院、外出、福祉サービス利用、災害の備え

学校生活や放課後の生活、今後の希望（主に18歳未満対象）

仕事について（主に18歳以上対象）

相談や行政に対する要望

(5) 表記について

本報告書の中の数字は、実際にその設問に回答した人の数を母数にした比率を表しています。回答者数と回答なし（またはNA）は人数を表示しています。

比率は小数点以下第2位で四捨五入しているため、比率の合計は100.0%にならない場合があります。

回答を2つ以上選択できる複数回答では、比率の合計は100.0%を超えます。

表中の比率で、最も多いものは太字で濃い色、次に多いものはやや濃い色の表示となっています。

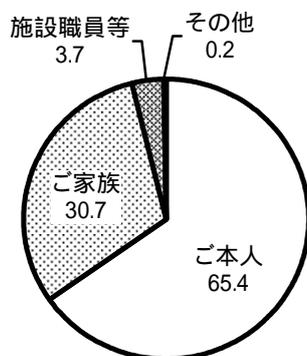
2. 回答者の基本属性について

(1) アンケートに記入していただく方

問1 はじめにお聞きします。アンケートに記入していただく方は、どなたですか？

アンケートの回答者は、「ご本人」(65.4%)が最も多く、ついで「ご家族」が30.7%、「施設職員等」は3.7%です。

図1 アンケートに記入していただく方

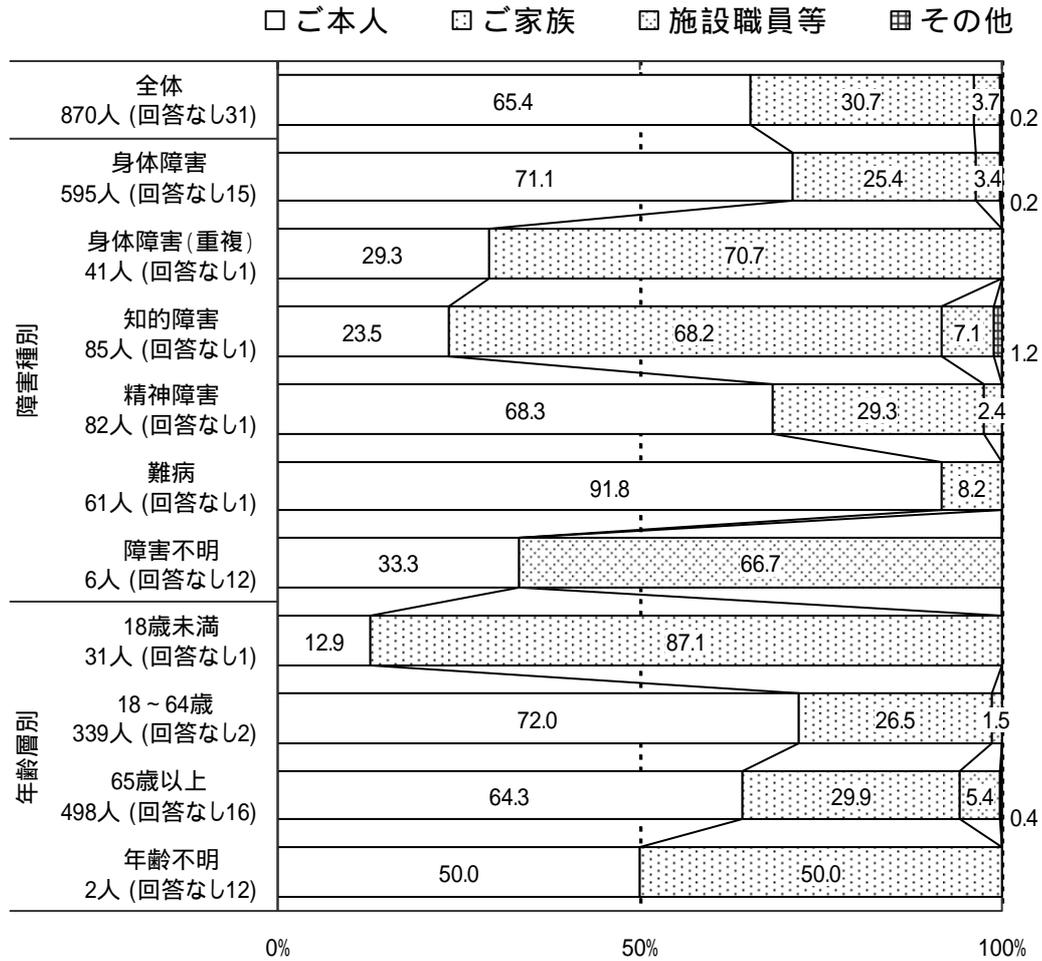


(回答者数870 回答なし31)

その他の記述内容 主な例

・親類

図2 アンケートに記入していただく方、障害年齢別



《障害種別の説明》

- ・ 障害種別の身体障害には、身体障害と難病のともにある人を含む。
- ・ 身体障害（重複）は、身体障害と、知的障害または精神障害、発達障害、高次脳機能障害がともにある人。
- ・ 知的障害には、発達障害、高次脳機能障害を含む。
- ・ 精神障害には、精神障害と発達障害または高次脳機能障害がともにある人を含む。

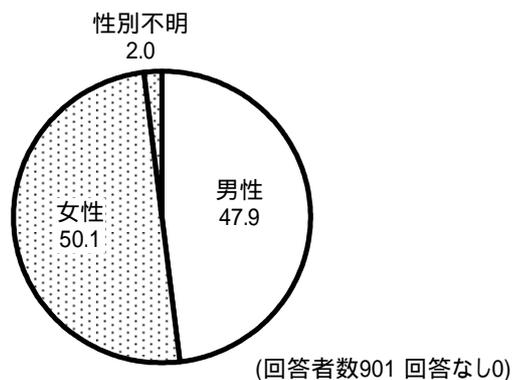
以下のグラフでも同様。

(2) 性別と年齢

問2 性別

回答者の性別は「男性」(47.9%)、「女性」(50.1%)、「性別不明」(2.0%)でした。

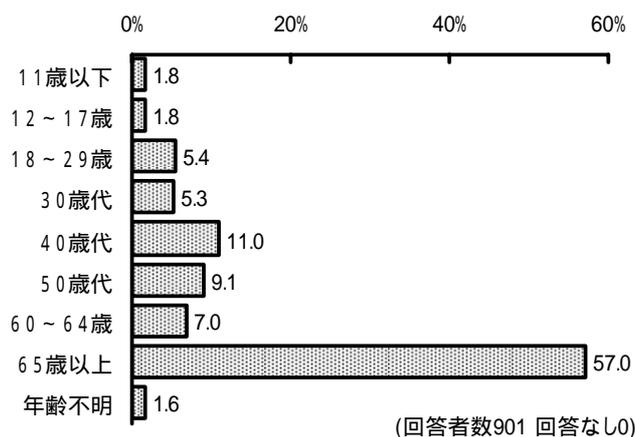
図3 性別



問3 年齢(10月1日現在で)

回答者の年齢層は、「11歳以下」(1.8%)、「12～17歳」(1.8%)、「18～29歳」(5.4%)、「30歳代」(5.3%)、「40歳代」(11.0%)、「50歳代」(9.1%)、「60～64歳」(7.0%)、となっており、「65歳以上」(57.0%)が最も多く、半数以上を占めています。

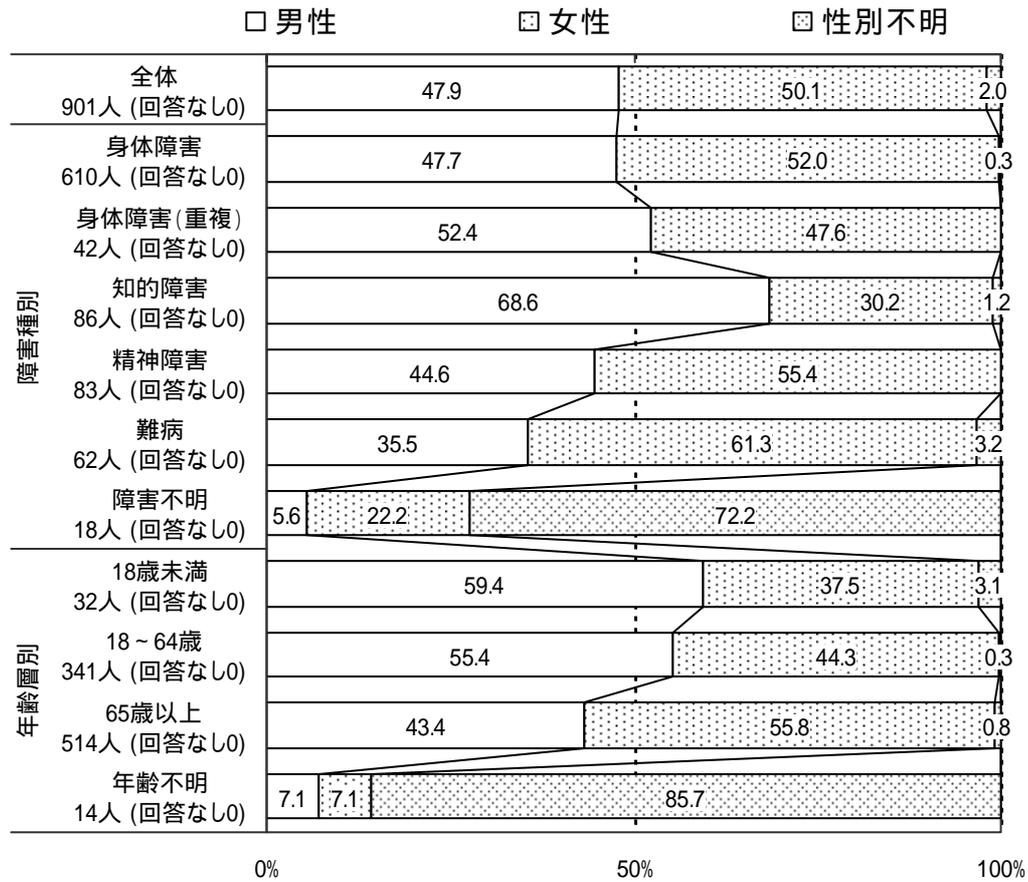
図4 年齢(10月1日現在で)



障害種別で性別を見ると、知的障害で男性の割合が68.6%と高く、精神障害と難病では女性の割合がそれぞれ55.4%、61.3%とやや高くなっています。

年齢層別に見ると、年齢層が高いほど女性の割合が高くなっています。

図 5 性別、障害年齢別

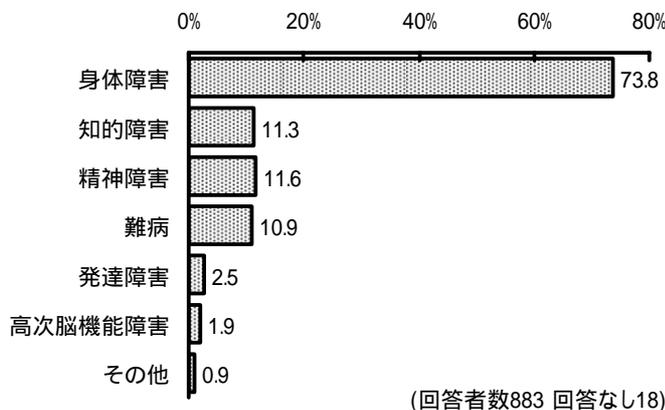


(3) 障害の種類

問 4 障害の種類(はいくつでも)

障害の種類は、「身体障害」(73.8%)が最も多く、「知的障害」(11.3%)、「精神障害」(11.6%)、「難病」(10.9%)、はいずれも1割程度です。

図 6 障害の種類(複数回答)



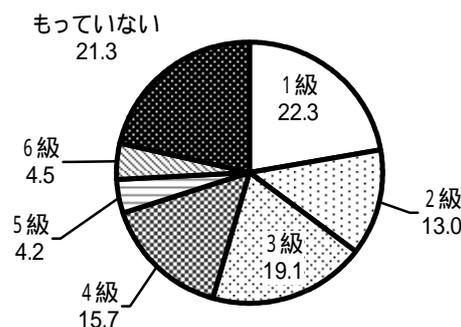
(回答者数883 回答なし18)

(4) 障害者手帳と障害の内容

問5 身体障害者手帳をおもちですか？

身体障害者手帳の等級は「1級」(22.3%)、「2級」(13.0%)、「3級」(19.1%)、「4級」(15.7%)、また「もっていない」は21.3%です。

図7 身体障害者手帳

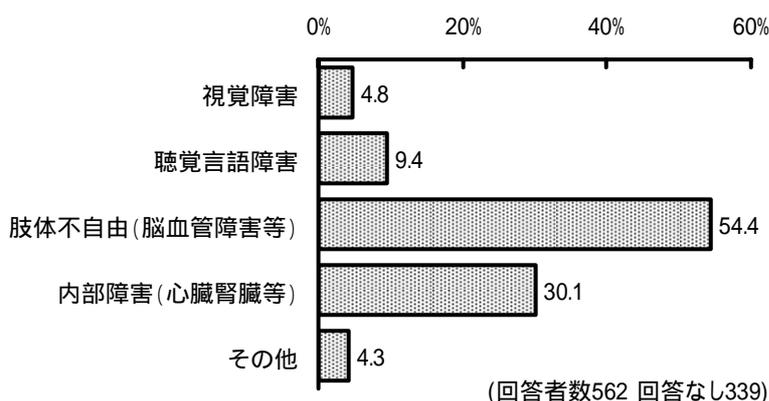


(回答者数817 回答なし84)

問6 身体障害の種類(はいくつでも 手帳所持者)

身体障害のある人の障害の内容は「肢体不自由(脳血管障害等)」(54.4%)が最も多く、次いで「内部障害(心臓腎臓等)」(30.1%)、「聴覚言語障害」(9.4%)、「視覚障害」(4.8%)の順です。

図8 身体障害の種類(複数回答 手帳所持者)



(回答者数562 回答なし339)

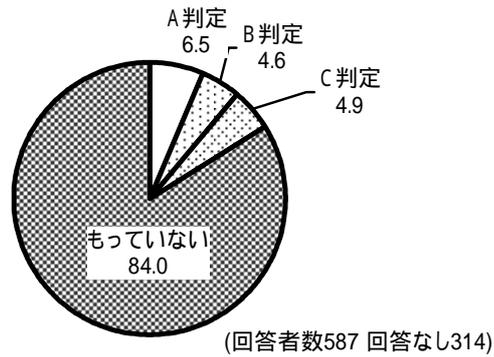
身体障害の種類別内容

視覚障害	視覚障害
聴覚・言語障害	聴覚障害
	平衡機能障害
	音声・言語・そしゃく機能障害
肢体不自由	上肢
	下肢
	体幹
内部障害	脳原性運動機能障害・上肢機能障害
	脳原性運動機能障害・移動機能障害
	心臓機能障害
	呼吸器機能障害
	じん臓機能障害
	ぼうこう・直腸機能障害
ほか、小腸、肝機能等	

問7 療育手帳をおもちですか？

回答者のうち、療育手帳「A判定」をもっている人は6.5%、「B判定」(4.6%)、「C判定」(4.9%)です。

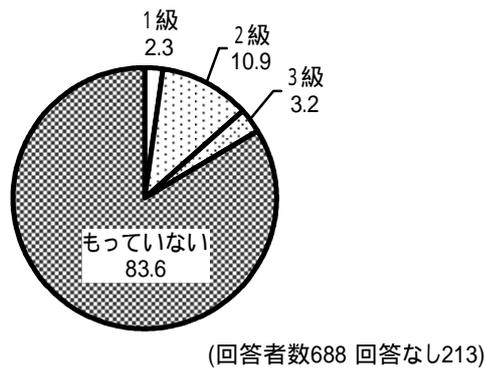
図 9 療育手帳



問 8 精神障害者保健福祉手帳をおもちですか？

回答者のうち、精神障害者保健福祉手帳をもっている人の手帳の等級は、「1級」(2.3%)、「2級」(10.9%)、「3級」(3.2%)です。

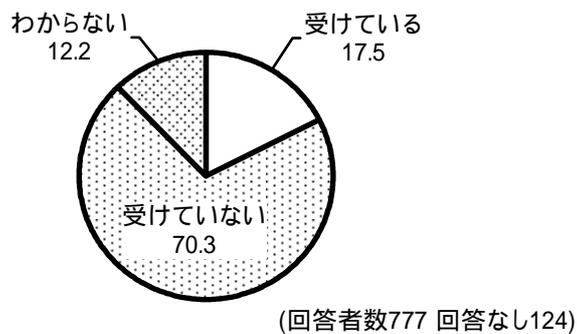
図 10 精神障害者保健福祉手帳



問 9 特定疾患（難病）の認定を受けていますか？

特定疾患（難病）の認定を「受けている」人は 17.5%です。

図 11 特定疾患（難病）の認定



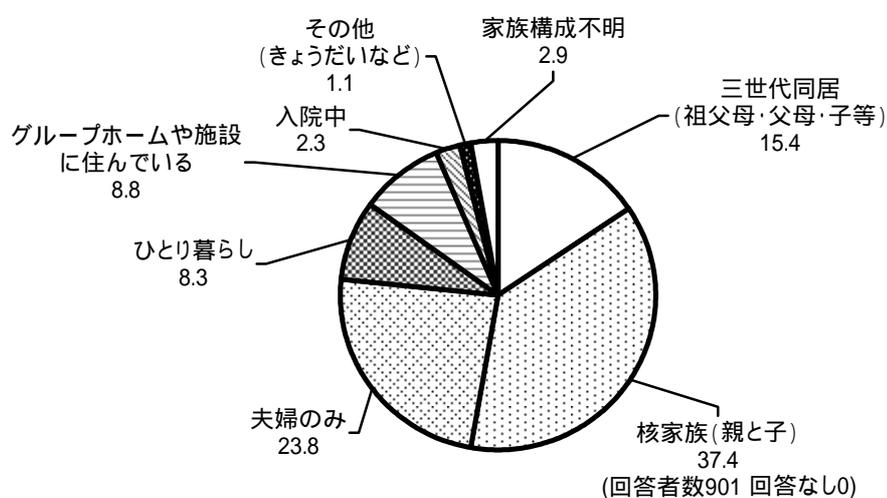
3 . 家族と介助・介護

(1) いっしょに住んでいる家族

問 10 いっしょに住んでいる家族

いっしょに住んでいる家族は「核家族(親と子)」(37.4%)が最も多く、次いで「夫婦のみ」(23.8%)、「三世代同居(祖父母・父母・子等)」(15.4%)、「グループホームや施設に住んでいる」(8.8%)、「ひとり暮らし」(8.3%)、の順です。

図 12 いっしょに住んでいる家族

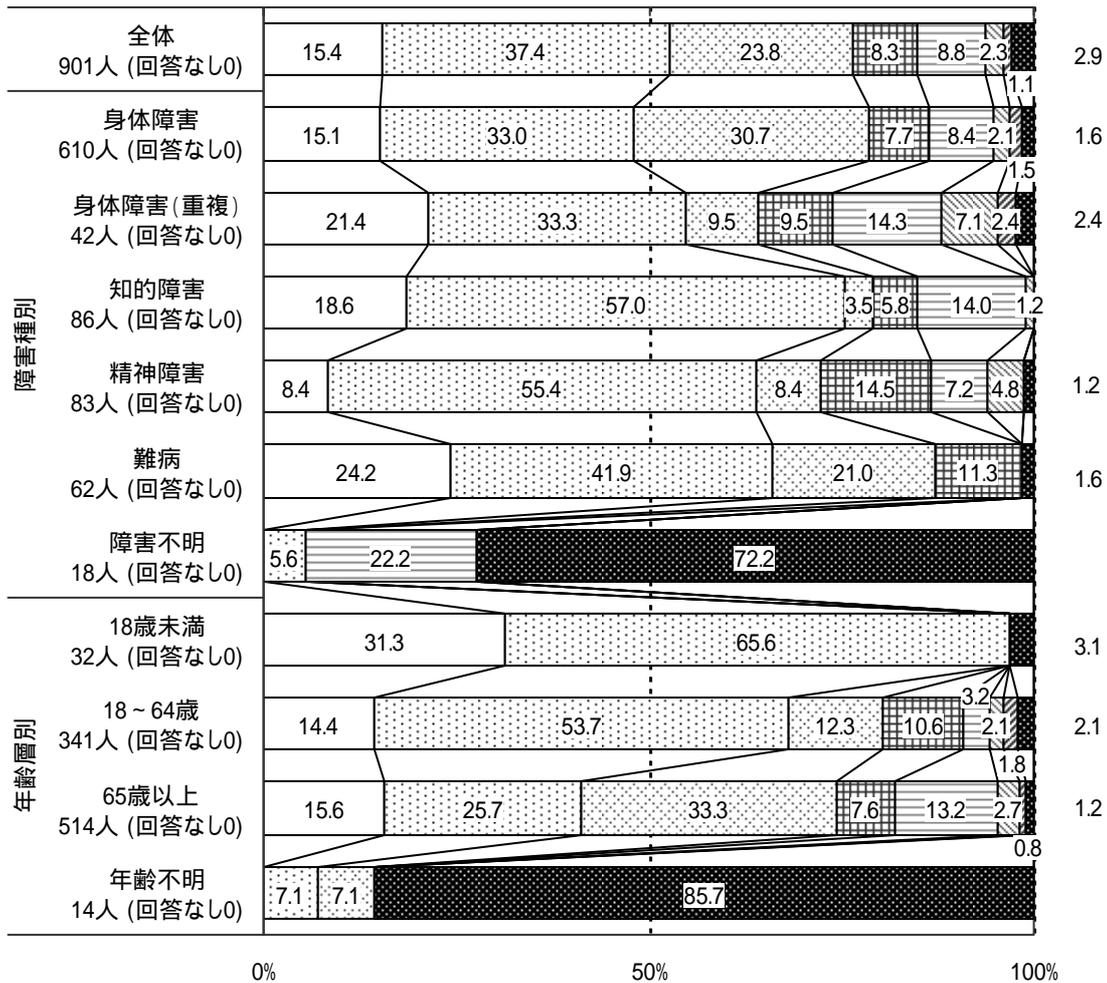


障害種別で見ると、身体障害（重複）と知的障害では「グループホームや施設に
 住んでいる」人の割合が、他の障害の人より多く、それぞれ14.3%と14.0%となっ
 ています。

精神障害の14.5%は「ひとり暮らし」で、他の障害の人より多くなっています。

図 13 いっしょに住んでいる家族、障害年齢別

- 三世同居（祖父母・父母・子等）
- 核家族（親と子）
- 夫婦のみ
- ひとり暮らし
- グループホームや施設に住んで
- 入院中
- その他
- 家族構成不明

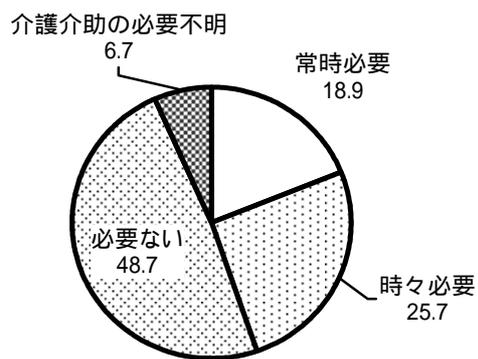


(2) 生活で必要な介護・介助

問 11 生活で介護・介助が必要ですか？

介護・介助は「常時必要」な人が 18.9%、「時々必要」が 25.7%、「必要ない」が 48.7%となっています。

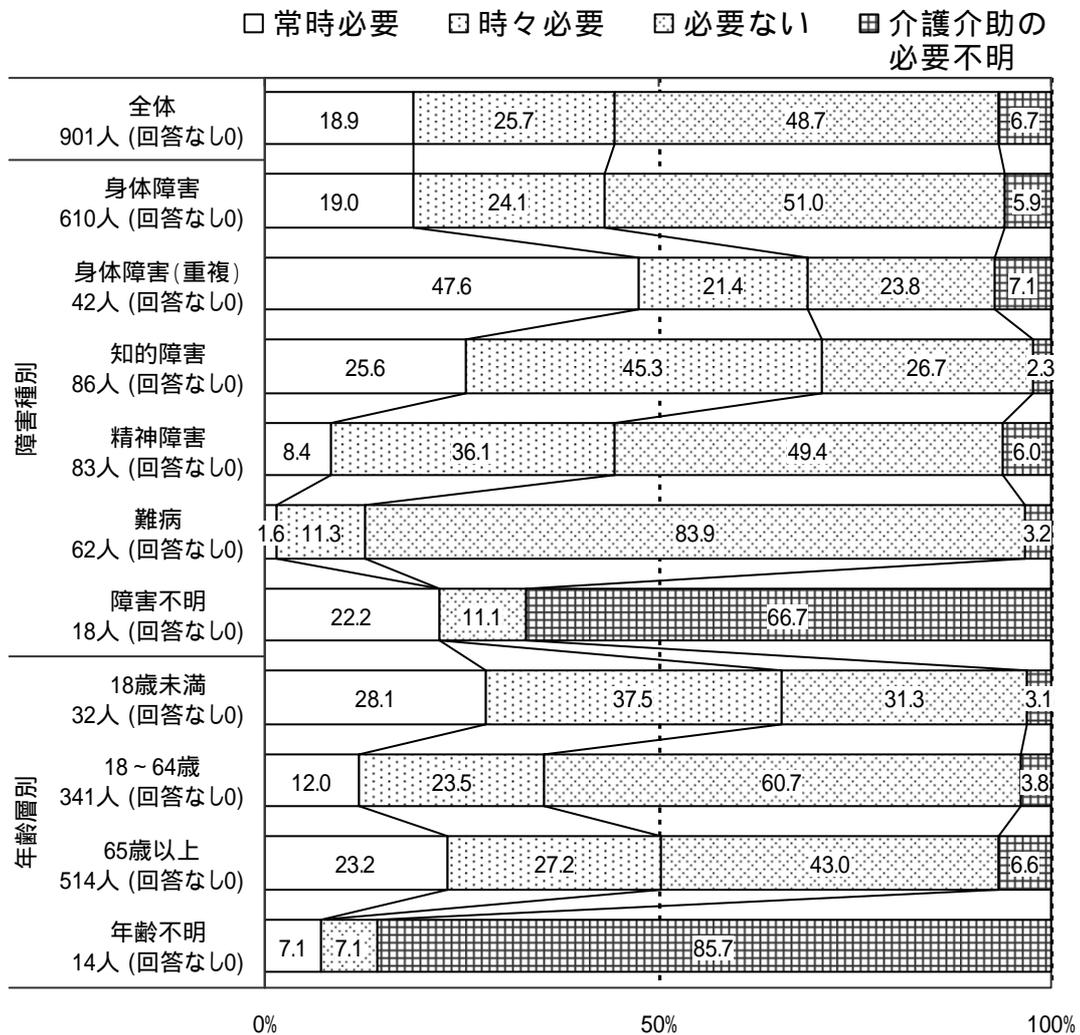
図 14 生活で介護・介助が必要ですか



(回答者数901 回答なし0)

障害種別で見ると、身体障害（重複）では「常時必要」が47.6%で、半数近くを占めています。

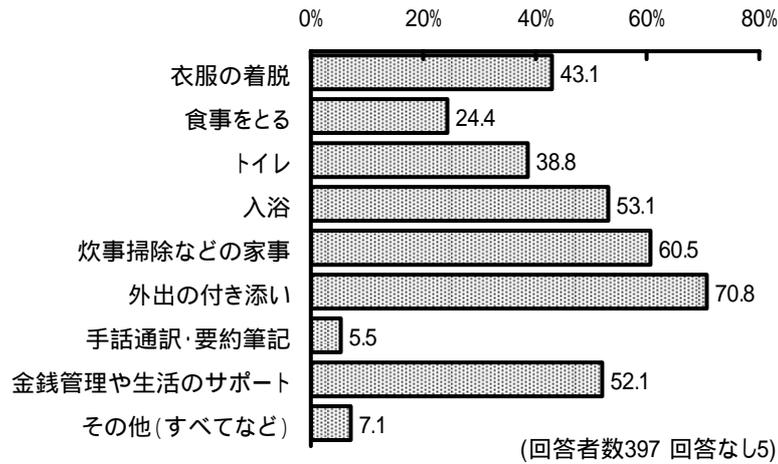
図 15 生活で介護・介助が必要ですか、障害年齢別



問 12 どのような介護・介助が必要ですか？（はいくつでも 要介助・介護）

介護・介助が必要な人の必要な内容は、「外出の付き添い」(70.8%)が最も多く、次いで「炊事掃除などの家事」(60.5%)、「入浴」(53.1%)、「金銭管理や生活のサポート」(52.1%)、「衣服の着脱」(43.1%)、「トイレ」(38.8%)、「食事をとる」(24.4%)の順で、「手話通訳・要約筆記」は5.5%です。

図 16 どのような介護・介助が必要ですか（複数回答 要介助・介護）



その他の記述内容 主な例

- ・薬の管理
- ・音読
- ・コミュニケーション
- ・発作の前後

障害種別で見ると、身体障害及び身体障害（重複）、難病では「外出の付き添い」が最も多く（それぞれ 70.3%、75.0%、100%）、知的障害では「金銭管理」（88.5%）、精神障害では「掃除炊事などの家事」（73.0%）が最も多くなっています。

図 17 どのような介護・介助が必要ですか（複数回答 要介助・介護）、障害年齢別

		衣服の着脱	食事をとる	トイレ	入浴	炊事掃除などの家事	外出の付き添い	手話通訳・要約筆記	金銭管理や生活のサポート	その他(すべてなど)
全体 397人(回答なし5)		43.1	24.4	38.8	53.1	60.5	70.8	5.5	52.1	7.1
障害種別	身体障害 259人(回答なし4)	49.4	24.3	41.7	58.3	60.6	70.3	6.9	40.9	6.2
	身体障害(重複) 28人(回答なし1)	53.6	35.7	42.9	64.3	46.4	75.0	7.1	60.7	17.9
	知的障害 61人(回答なし0)	26.2	27.9	39.3	49.2	54.1	73.8	3.3	88.5	6.6
	精神障害 37人(回答なし0)	16.2	16.2	16.2	16.2	73.0	56.8	0.0	64.9	8.1
	難病 8人(回答なし0)	25.0	0.0	12.5	25.0	75.0	100.0	0.0	25.0	0.0
	障害不明 4人(回答なし0)	100.0	25.0	75.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
	年齢層別	18歳未満 21人(回答なし0)	42.9	42.9	61.9	57.1	47.6	90.5	4.8	76.2
	18～64歳 121人(回答なし0)	24.8	19.8	26.4	37.2	58.7	74.4	7.4	62.0	9.1
	65歳以上 254人(回答なし5)	51.6	24.8	42.9	60.2	62.6	67.3	4.7	45.7	6.3
	年齢不明 1人(回答なし0)	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

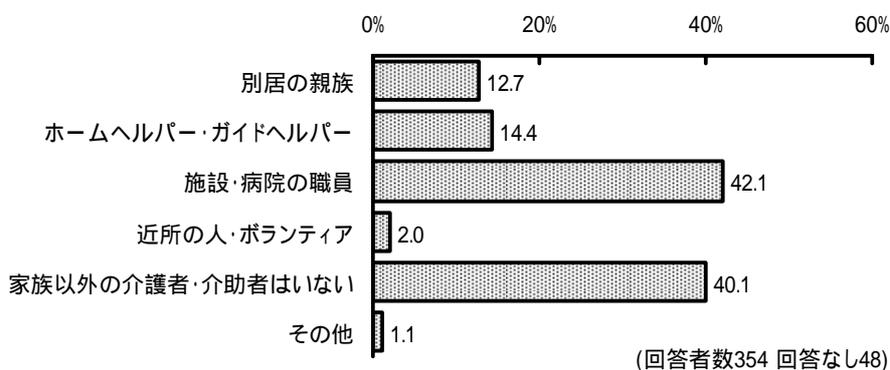
単位：%

(3) 介護・介助をしている人

問 13 ご家族以外で、ご本人の介護・介助をしている人はいますか？(はいいくつでも 要介助・介護)

介護・介助が必要な人の、家族以外で介護・介助をしている親族や施設職員は、「別居の親族」(12.7%)、「ホームヘルパー・ガイドヘルパー」(14.4%)のほか、「施設・病院の職員」(42.1%)がいます。「家族以外の介護者・介助者はいない」人は40.1%です。

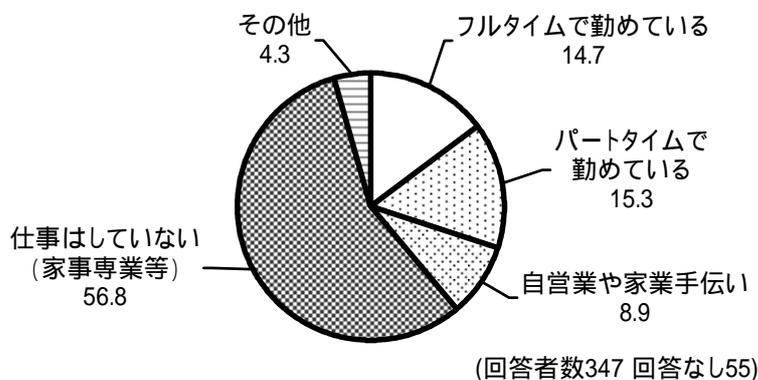
図 18 ご家族以外で介護・介助をしている人(複数回答 要介助・介護)



問 14 主に介助・介護をしているご家族は、現在、仕事をしていますか？(は1つ 要介助・介護)

主に介助・介護をしている家族で、「フルタイムで勤めている」人は14.7%、「パートタイムで勤めている」人は15.3%、「自営業や家業手伝い」は8.9%です。一方、「仕事はしていない(家事専業等)」人は56.8%です。

図 19 主に介助・介護をしているご家族の仕事(要介助・介護)

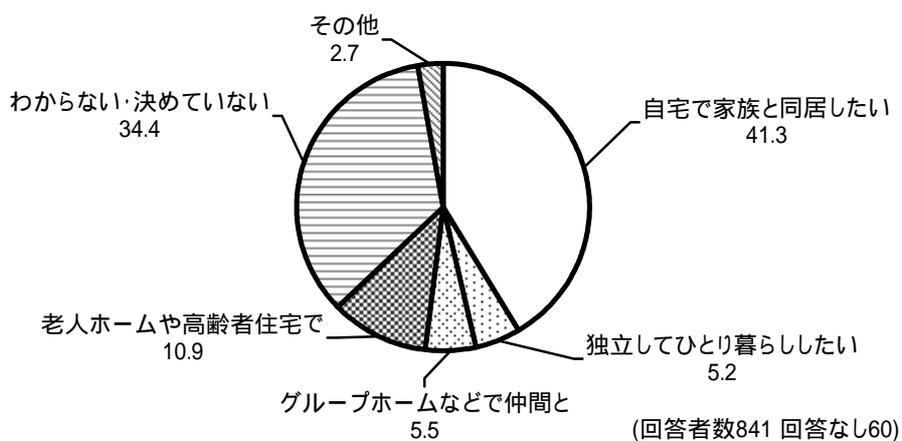


(4) 将来の暮らし方

問 15 将来は、どのような暮らし方で生活したいですか？（ は1つ）

将来希望する暮らし方は「自宅で家族と同居したい」(41.3%)が最も多くなっています。「老人ホームや高齢者住宅で」(10.9%)、「グループホームなどで仲間と」(5.5%)、「独立してひとり暮らししたい」(5.2%)とする人もいます。「わからない・決めていない」は34.4%です。

図 20 将来の暮らし方

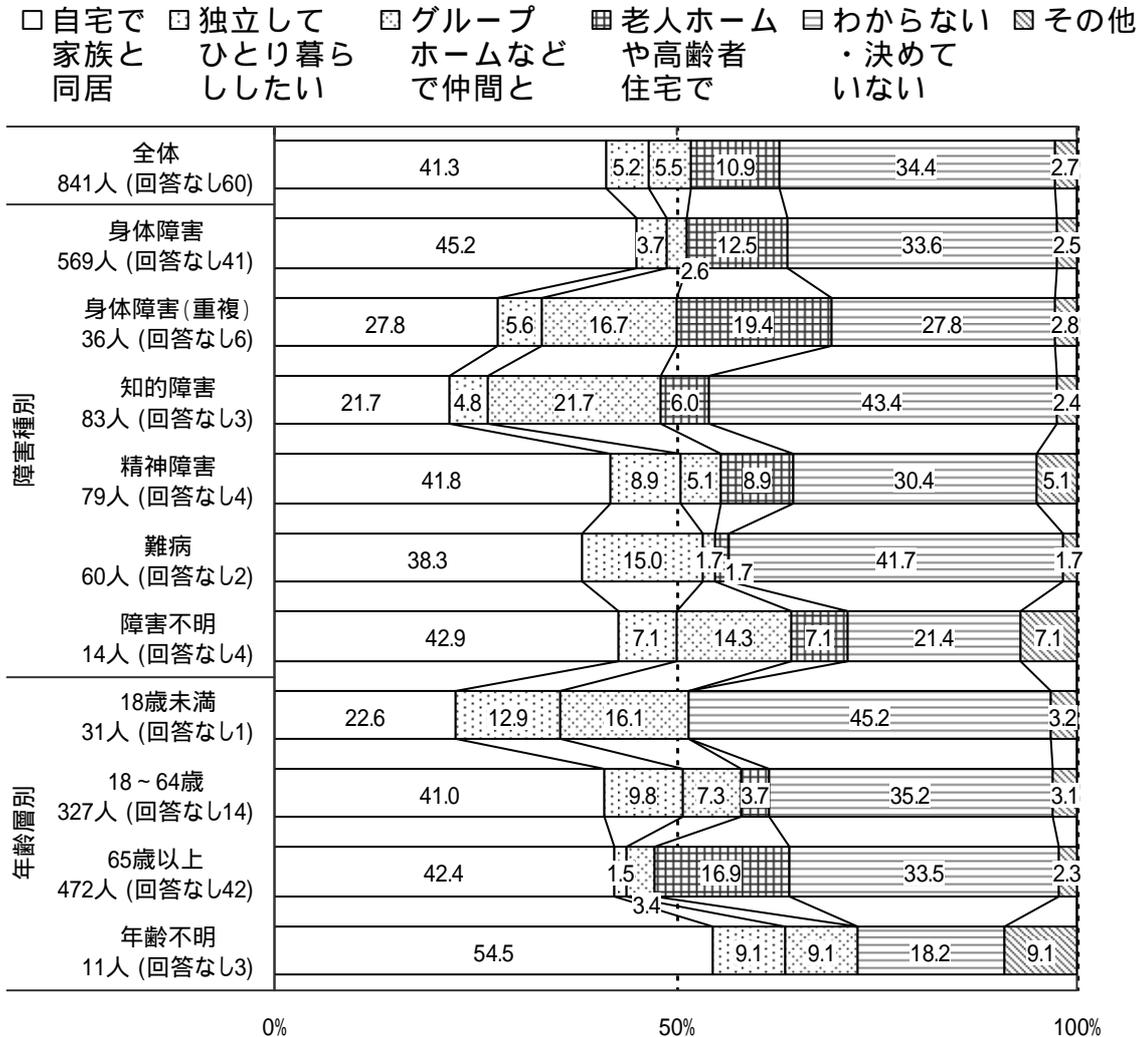


その他の記述内容 主な例

- ・結婚したい
- ・結婚して2人で暮らしたい
- ・家族の近くで独立して住みたい

障害種別で見ると、身体障害（重複）と知的障害では「グループホームなどで仲間と」がそれぞれ16.7%と21.7%で、他の障害の人よりやや多くなっています。また身体障害（重複）では「老人ホームや高齢者住宅で」が19.4%となっています。

図 21 将来の暮らし方、障害年齢別



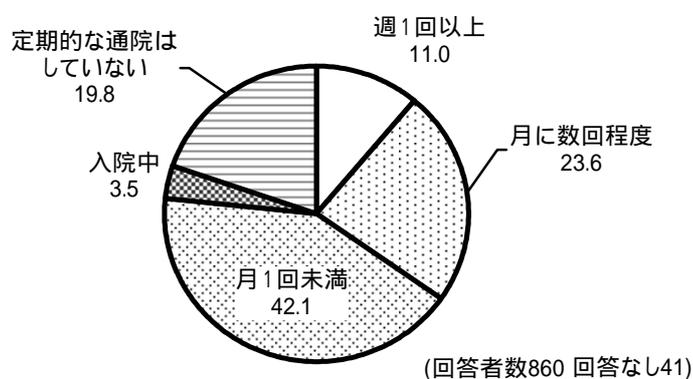
4 . 通院、外出、災害の備え

(1) 定期的に病院へ通院していますか

問 16 定期的に病院へ通院していますか？

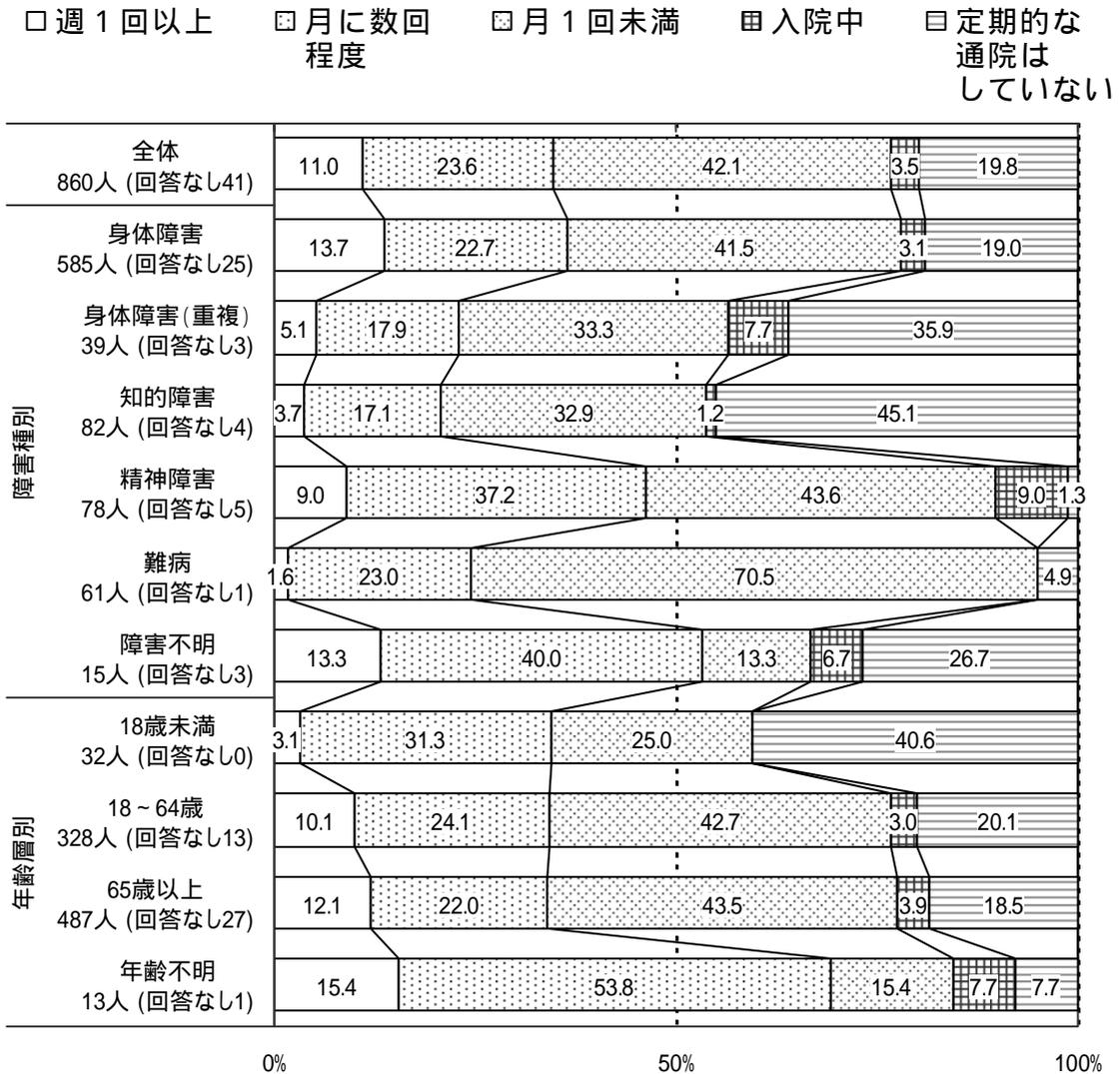
通院頻度は、「月1回未満」(42.1%)が多く、次いで「月に数回程度」(23.6%)、「週1回以上」(11.0%)です。「入院中」は3.5%、「定期的な通院はしていない」は19.8%です。

図 22 定期的に病院へ通院していますか



年齢層別に見ると、「週1回以上」通院している人の割合は、年齢が高いほど多く、65歳以上では12.1%となっています。

図 23 定期的に病院へ通院していますか、障害年齢別

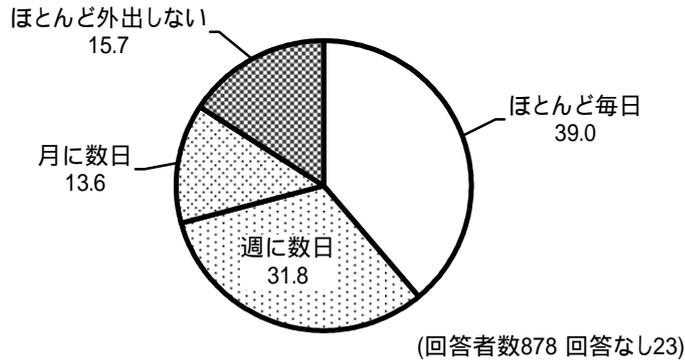


(2) 週に何回くらい外出しますか

問 17 週に何回くらい外出しますか？

外出は「ほとんど毎日」(39.0%)の人が最も多く、次いで「週に数日」(31.8%)、「月に数日」(13.6%)の順です。「ほとんど外出しない」は15.7%です。

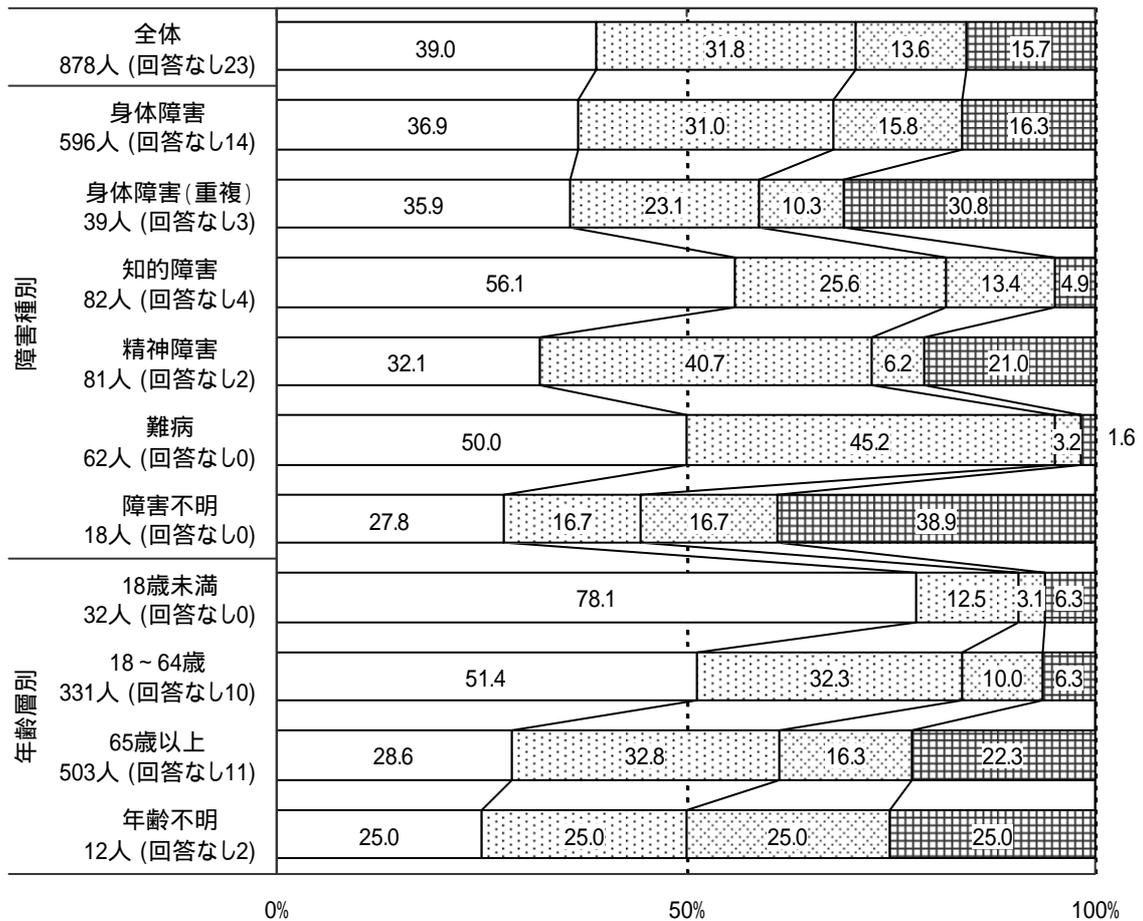
図 24 週に何回くらい外出しますか



年齢層別に見ると、「ほとんど外出しない」は年齢が高いほど多く、65歳以上では22.3%となっています。一方18歳未満と18～64歳では「ほとんど外出しない」はともに6.3%です。

図 25 週に何回くらい外出しますか、障害年齢別

□ほとんど毎日 □ 週に数日 □ 月に数日 □ ほとんど外出しない

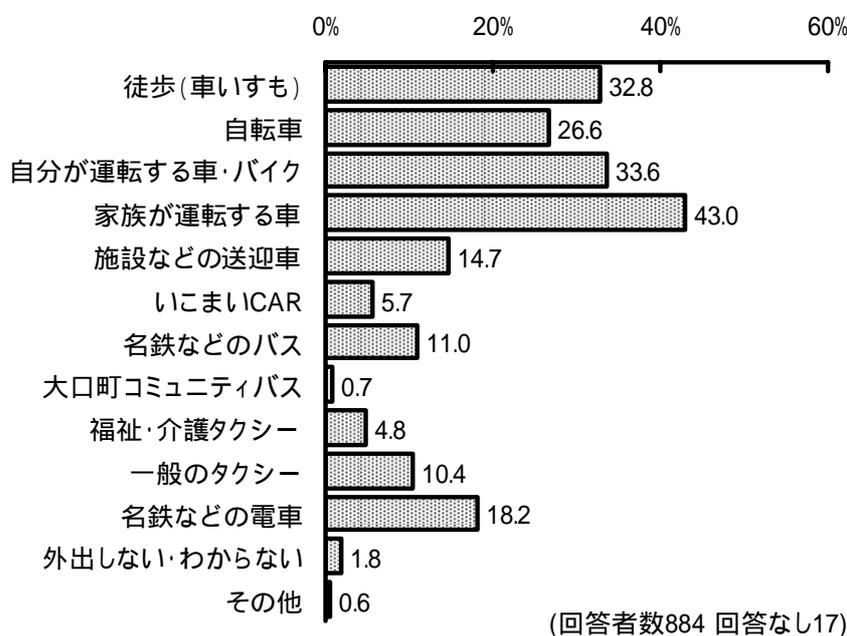


(3) 外出するときの交通手段

問 18 外出するときの交通手段は何ですか？ (はいくつでも)

外出するときの交通手段は「家族が運転する車」(43.0%)と「自分が運転する車・バイク」(33.6%)が多く、次いで「徒歩(車いすも)」(32.8%)、「自転車」(26.6%)、「名鉄などの電車」(18.2%)、「施設などの送迎車」(14.7%)、「名鉄などのバス」(11.0%)、「一般のタクシー」(10.4%)、の順となっています。「いこまいCAR」は5.7%、「福祉・介護タクシー」は4.8%が利用しています。

図 26 外出するときの交通手段(複数回答)



その他の記述内容 主な例
・電動カー

障害種別で見ると、身体障害、身体障害(重複)と知的障害とでは「家族が運転する車」(それぞれ41.3%、52.5%、60.7%)、難病では「自分が運転する車・バイク」(63.9%)、精神障害では「自転車」(47.6%)、「徒歩(車いすも)」(45.1%)が多くなっています。

図 27 外出するときの交通手段（複数回答）、障害年齢別

	も徒歩 （車いす）	自転車	る自 車分 が運 転す	る家 族が 運転 す	迎施 車設 などの 送	Cい Aこ Rまい	ス名 鉄な どの バ	二大 テ口 イ町 バス コミュ	ク福 シ社 介 護 タ	シ一 般の タク	車名 鉄な どの 電	わ外 から ない い・	そ 他	
全体 884人 (回答なし17)	32.8	26.6	33.6	43.0	14.7	5.7	11.0	0.7	4.8	10.4	18.2	1.8	0.6	
障害 種別	身体障害 601人 (回答なし9)	30.3	21.1	37.6	41.3	16.5	5.7	11.0	0.7	6.5	12.1	16.5	2.0	0.7
	身体障害(重複) 40人 (回答なし2)	35.0	20.0	5.0	52.5	22.5	2.5	10.0	0.0	5.0	5.0	15.0	5.0	0.0
	知的障害 84人 (回答なし2)	35.7	39.3	6.0	60.7	15.5	3.6	11.9	2.4	0.0	3.6	20.2	0.0	0.0
	精神障害 82人 (回答なし1)	45.1	47.6	23.2	39.0	3.7	4.9	9.8	0.0	0.0	11.0	22.0	2.4	0.0
	難病 61人 (回答なし1)	37.7	41.0	63.9	39.3	1.6	11.5	9.8	0.0	0.0	6.6	27.9	0.0	0.0
	障害不明 16人 (回答なし2)	25.0	18.8	37.5	25.0	31.3	6.3	18.8	0.0	6.3	6.3	25.0	0.0	6.3
	18歳未満 32人 (回答なし0)	34.4	31.3	0.0	90.6	9.4	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	9.4	0.0	0.0
年齢 層別	18～64歳 335人 (回答なし6)	40.0	36.4	44.5	41.5	6.9	3.9	15.5	0.9	1.5	7.8	29.6	0.9	0.0
	65歳以上 506人 (回答なし8)	28.3	20.2	28.1	41.1	20.0	7.1	8.1	0.6	7.1	12.8	11.1	2.6	0.8
	年齢不明 11人 (回答なし3)	18.2	9.1	54.5	36.4	27.3	9.1	18.2	0.0	9.1	9.1	27.3	0.0	9.1

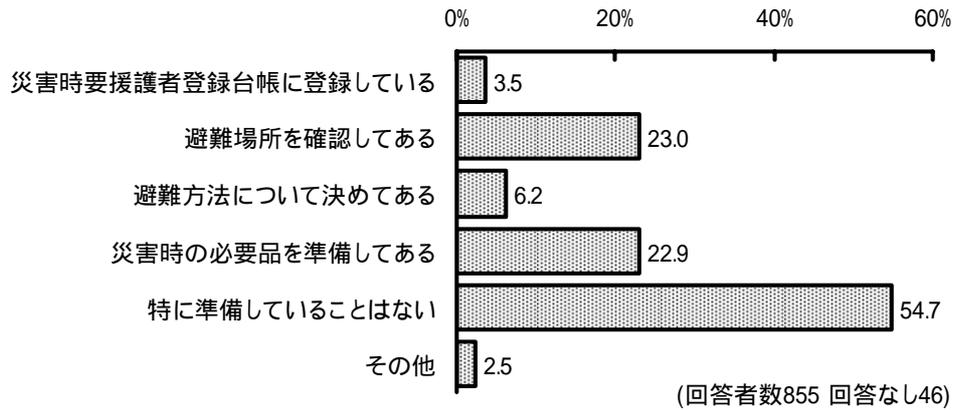
単位：%

(4) 災害に備えて準備していること

問 19 災害に備えて準備していることはありますか？（はいいくつでも）

災害に備えて準備していることでは、「避難場所を確認してある」(23.0%)、「災害時の必要品を準備してある」(22.9%)を2割以上の人が行っています。「避難方法について決めてある」は6.2%、「災害時要援護者登録台帳に登録している」は3.5%です。しかし「特に準備していることはない」(54.7%)が半数以上となっています。

図 28 災害に備えて準備していること（複数回答）



その他の記述内容 主な例

- ・入所施設で準備している
- ・ストマー用品をストックしてある

障害種別で見ると、「特に準備していることはない」人が、いずれの障害でも半数以上となっています。

図 29 災害に備えて準備していること（複数回答）、障害年齢別

		災害時要援護者登録台帳に登録している	避難場所を確認してある	避難方法について決めてある	災害時の必要品を準備してある	特に準備していることはない	その他
全体 855人 (回答なし46)		3.5	23.0	6.2	22.9	54.7	2.5
障害種別	身体障害 581人 (回答なし29)	4.1	25.1	6.2	25.6	51.3	2.6
	身体障害 (重複) 36人 (回答なし6)	2.8	19.4	8.3	8.3	66.7	0.0
	知的障害 83人 (回答なし3)	1.2	13.3	6.0	18.1	61.4	4.8
	精神障害 79人 (回答なし4)	1.3	19.0	7.6	13.9	63.3	1.3
	難病 60人 (回答なし2)	3.3	26.7	3.3	28.3	56.7	0.0
	障害不明 16人 (回答なし2)	6.3	12.5	6.3	6.3	68.8	6.3
年齢層別	18歳未満 32人 (回答なし0)	0.0	25.0	3.1	37.5	40.6	0.0
	18～64歳 328人 (回答なし13)	3.7	22.0	4.0	22.3	57.0	1.2
	65歳以上 482人 (回答なし32)	3.5	23.9	8.1	22.8	53.7	3.3
	年齢不明 13人 (回答なし1)	7.7	15.4	0.0	7.7	69.2	7.7

単位: %

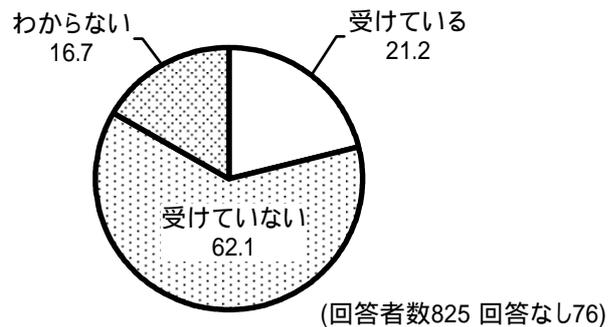
5 . 障害福祉サービス等の利用と評価

(1) 障害福祉サービスの利用

問 20 障害者総合支援法(自立支援法)の障害福祉サービスを利用するための、障害支援区分認定(支援の必要程度を決める認定)を受けていますか？

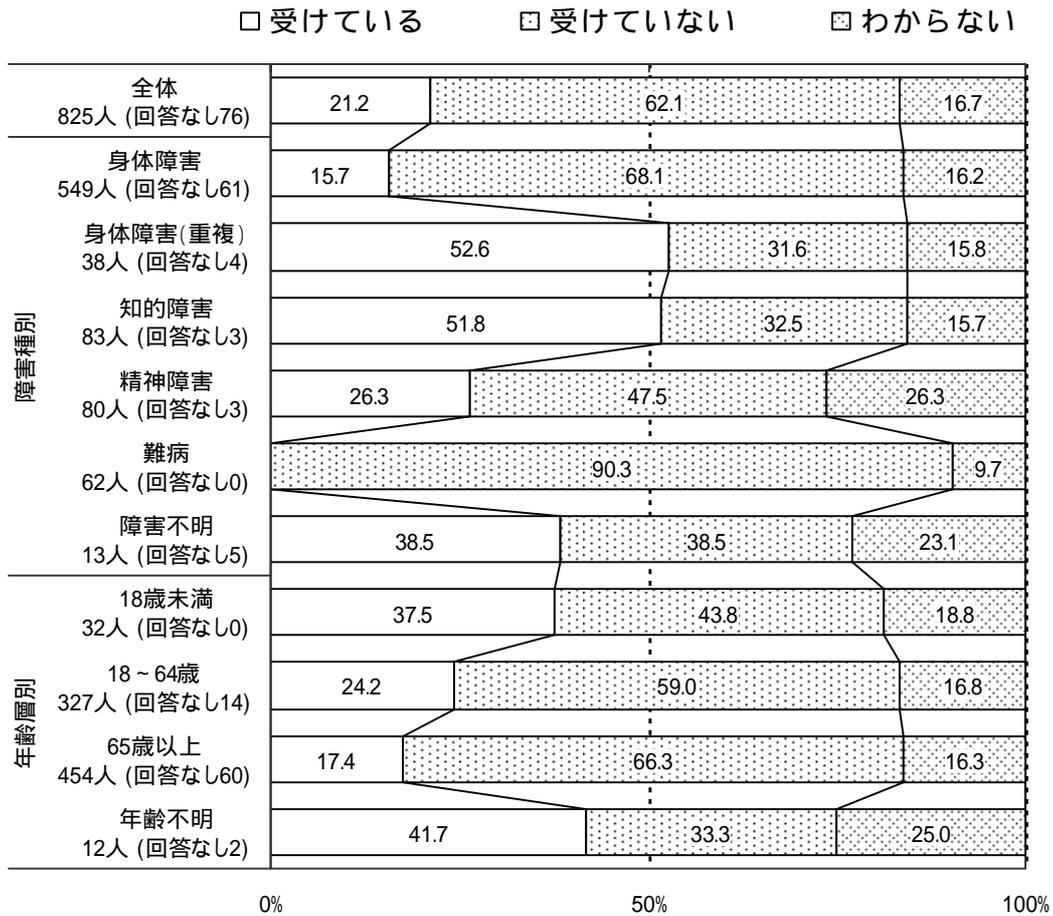
障害支援区分認定を「受けている」人は 21.2%、「受けていない」は 62.1%です。

図 30 障害支援区分認定



障害種別で見ると、身体障害(重複)と知的障害で、障害支援区分認定を「受けている」割合がそれぞれ 52.6%と 51.8%と高く、約半数となっています。

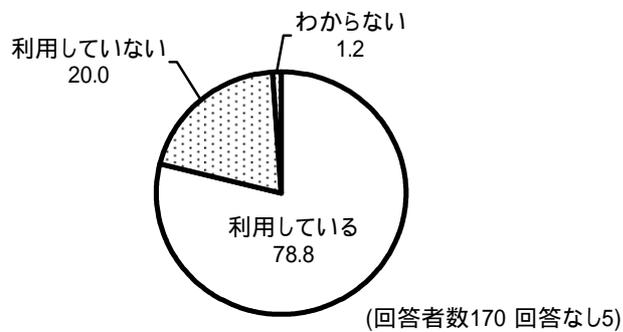
図 31 障害支援区分認定、障害年齢別



問 21 ホームヘルプや就労支援、日常生活用具など障害福祉のサービスを利用していますか？（認定者）

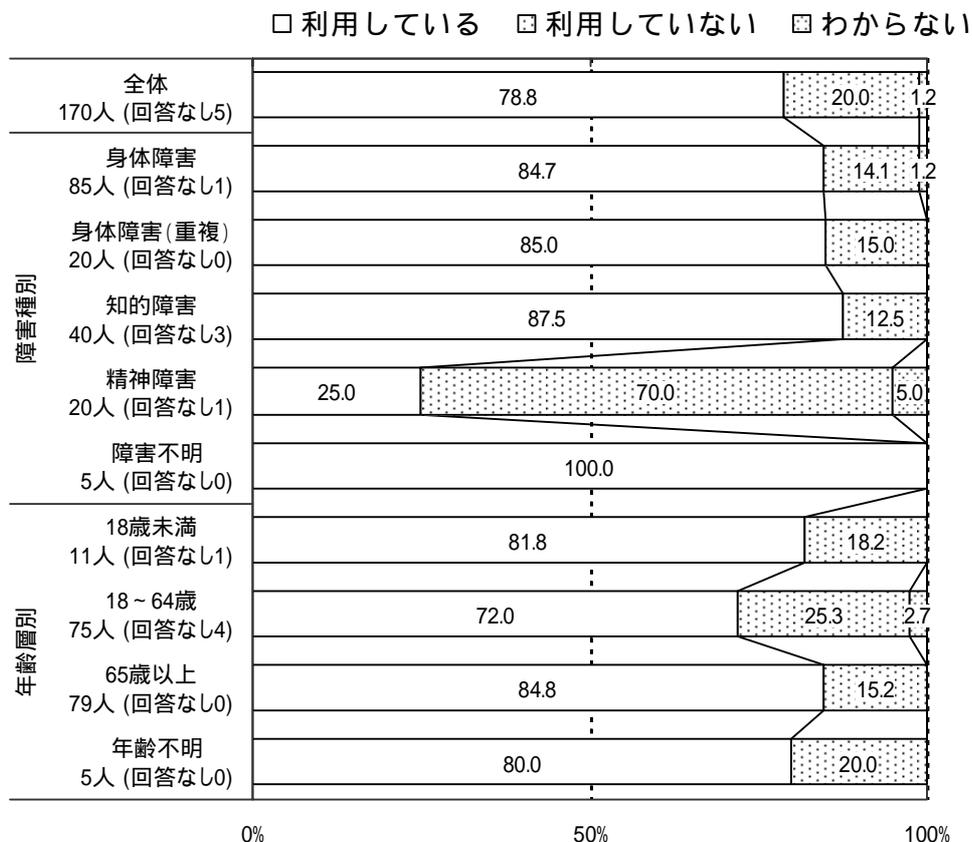
障害支援区分認定を「受けている」人のうち、障害福祉のサービスを「利用している」人は 78.8%、「利用していない」人は 20.0%です。

図 32 障害福祉サービスの利用（認定者）



障害種別で見ると、精神障害では「利用していない」が70.0%と多くなっています。

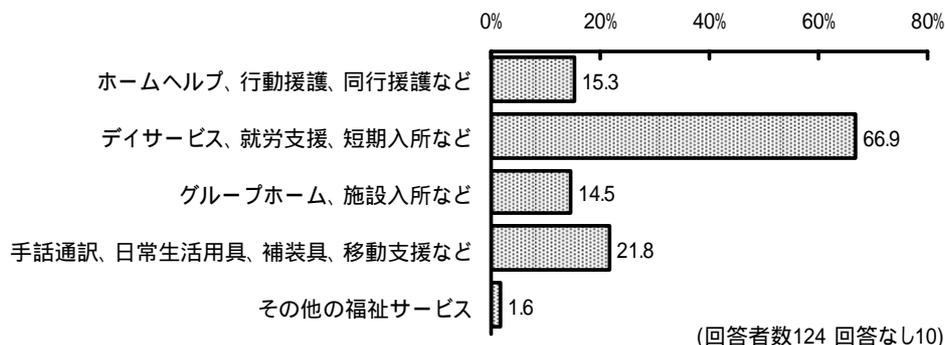
図 33 障害福祉サービスの利用（認定者）、障害年齢別



問 22 利用している障害福祉サービスの種類と評価
(はいくつでも 障害福祉サービス利用者)

障害福祉サービス利用者が利用しているサービスは、「デイサービス、就労支援、短期入所など」の通所系サービスが66.9%で最も多く、次いで地域生活支援事業の「手話通訳、日常生活用具、補装具、移動支援など」(21.8%)、訪問系サービスの「ホームヘルプ、行動援護、同行援護など」(15.3%)、居住系サービスの「グループホーム、施設入所など」(14.5%)となっています。

図 34 利用している障害福祉サービス(複数回答 利用者)



障害種別で見ると、いずれの障害でも通所系サービスの「デイサービス、就労支援、短期入所など」が半数以上で最も多くなっています。

図 35 利用している障害福祉サービス(複数回答 利用者)、障害年齢別

		ホームヘルプ、行動援護、同行援護など	デイサービス、就労支援、短期入所など	グループホーム、施設入所など	手話通訳、日常生活用具、補装具、移動支援など	その他の福祉サービス
全体 124人 (回答なし10)		15.3	66.9	14.5	21.8	1.6
障害種別	身体障害 65人 (回答なし7)	21.5	52.3	12.3	33.8	1.5
	身体障害(重複) 17人 (回答なし0)	11.8	70.6	23.5	11.8	5.9
	知的障害 35人 (回答なし0)	8.6	85.7	17.1	2.9	0.0
	精神障害 4人 (回答なし1)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	障害不明 3人 (回答なし2)	0.0	100.0	0.0	66.7	0.0
年齢層別	18歳未満 9人 (回答なし0)	11.1	88.9	0.0	22.2	0.0
	18～64歳 53人 (回答なし1)	13.2	71.7	11.3	17.0	0.0
	65歳以上 60人 (回答なし7)	18.3	58.3	20.0	25.0	3.3
	年齢不明 2人 (回答なし2)	0.0	100.0	0.0	50.0	0.0

単位：%

(2) 障害福祉サービスの満足度

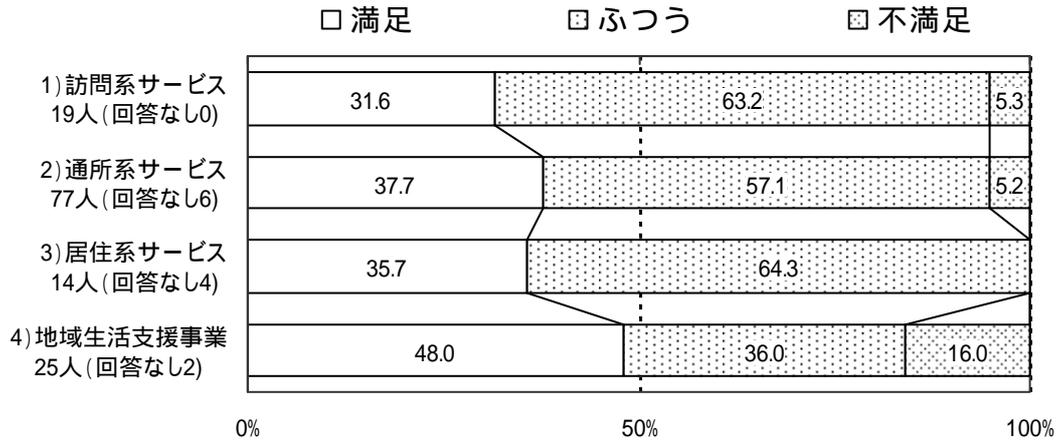
障害福祉サービスを利用している人の評価は、1)訪問系サービス(ホームヘルプ、行動援護、同行援護など)は「満足」(31.6%)、「ふつう」(63.2%)、「不満足」(5.3%)です。

2)通所系サービス(デイサービス、就労支援、短期入所など)は「満足」(37.7%)、「ふつう」(57.1%)、「不満足」(5.2%)です。

3)居住系サービス(グループホーム、施設入所など)は「満足」(35.7%)、「ふつう」(64.3%)です。

4)地域生活支援事業(手話通訳、日常生活用具、補装具、移動支援など)は「満足」(48.0%)、「ふつう」(36.0%)、「不満足」(16.0%)です。地域生活支援事業は満足が約半数と多い一方で、不満足の人も1割以上いました。

図 36 利用している障害福祉サービスの満足度（利用者）

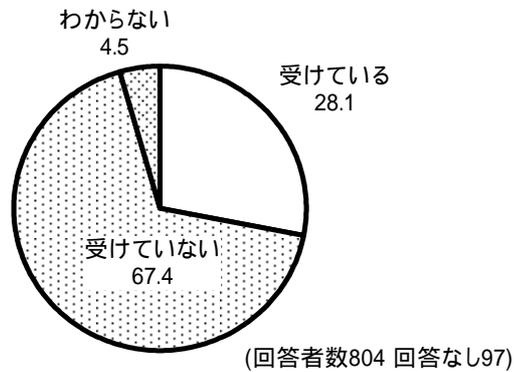


(3) 介護保険の要介護認定

問 23 介護保険の要介護認定（要介護・要支援）を受けていますか？

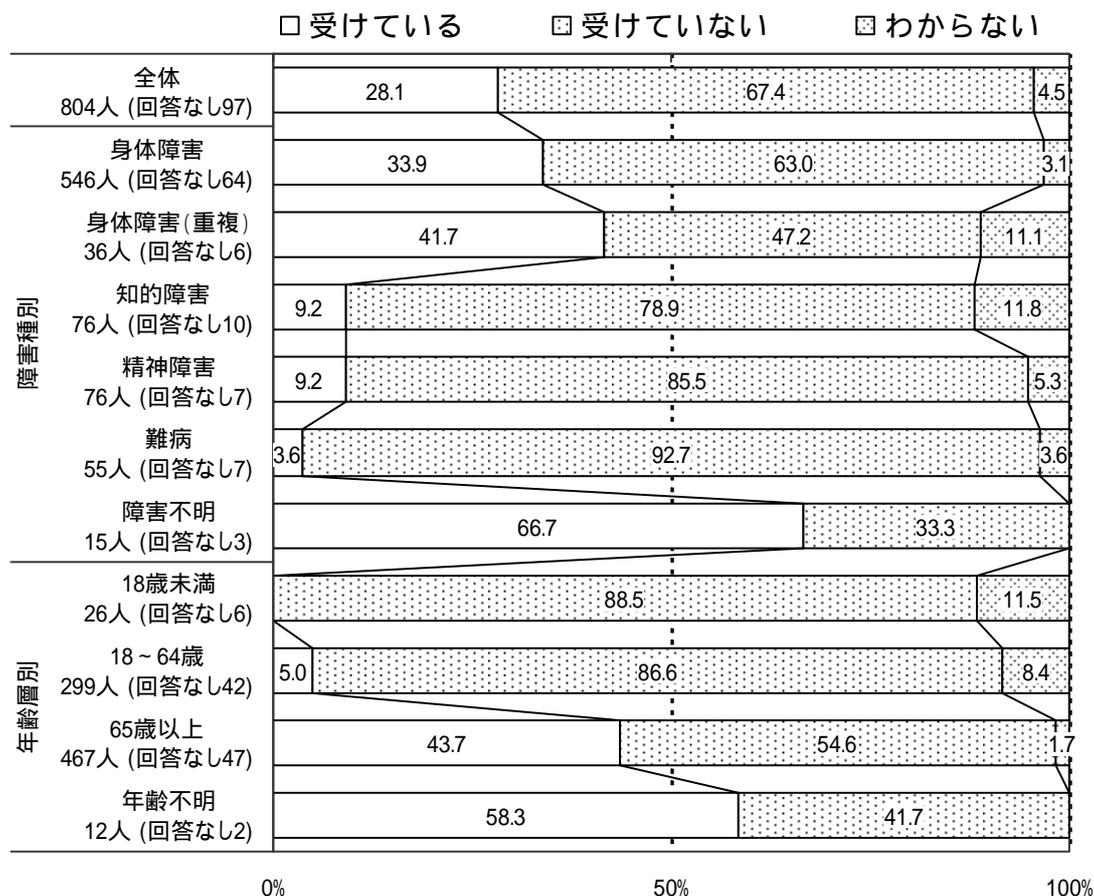
介護保険の要介護認定を「受けている」人は 28.1%、「受けていない」は 67.4%です。

図 37 介護保険の要介護認定



年齢層別に見ると、65歳以上の43.7%は介護保険の要介護認定を受けています。

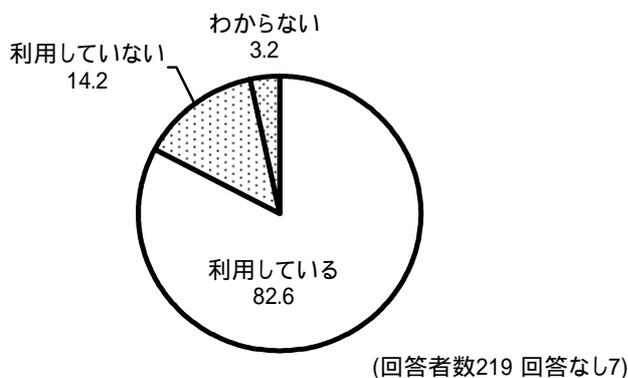
図 38 介護保険の要介護認定、障害年齢別



問 24 ホームヘルプやデイサービスなど介護保険のサービスを利用していますか？
(要介護認定者)

要介護認定を受けている人の内、介護保険のサービスを「利用している」人は82.6%です。

図 39 介護保険サービスの利用 (要介護認定者)



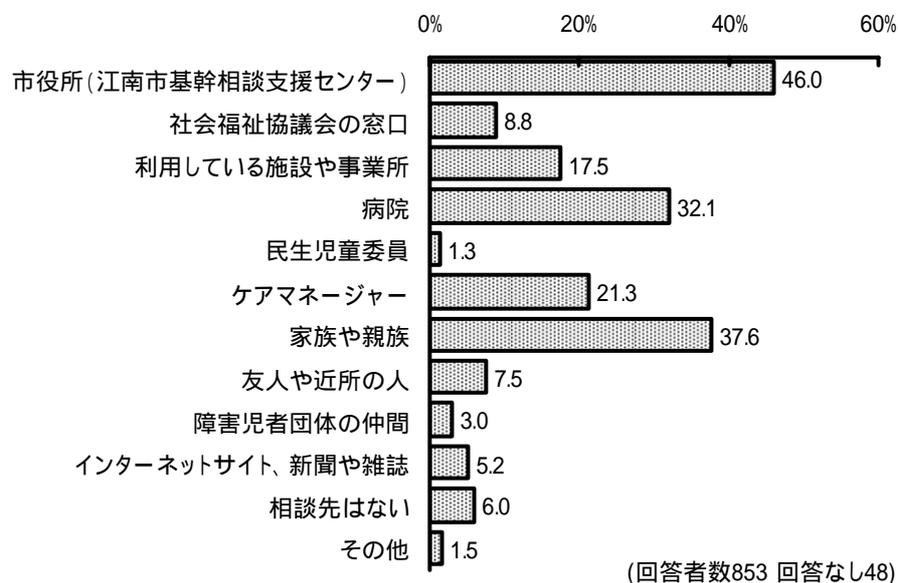
6 . 福祉の相談や市の福祉事業について

(1) 福祉についての相談先

問 25 福祉についての相談をするとき、誰に相談しますか？(はいくつでも)

福祉についての相談先で最も多いのは「市役所（江南市基幹相談支援センター）」（46.0%）です。次いで、「家族や親族」（37.6%）、「病院」（32.1%）、「ケアマネージャー」（21.3%）、「利用している施設や事業所」（17.5%）、「社会福祉協議会の窓口」（8.8%）、「友人や近所の人」（7.5%）、「インターネットサイト、新聞や雑誌」（5.2%）、「障害児者団体の仲間」（3.0%）の順となっています。

図 40 福祉についての相談（複数回答）



その他の記述内容 主な例
・江南保健所 ・ホームヘルパー ・特定相談員

障害種別で見ると、身体障害と身体障害（重複）では「市役所（江南市基幹相談支援センター）」（それぞれ 49.1%、50.0%）、精神障害では「病院」（55.0%）、難病では「家族や親族」（58.3%）と「病院」（51.7%）が多くなっています。

図 41 福祉についての相談（複数回答）、障害年齢別

	市基幹相談支援センター（江南市役所）	社会福祉協議会	施設や事業所	病院	民生児童委員	ケアマネジャー	家族や親族	友人や近所の	障害児者団体の仲間	インターネット、新聞や雑誌	相談先はない	その他
全体 853人（回答なし48）	46.0	8.8	17.5	32.1	1.3	21.3	37.6	7.5	3.0	5.2	6.0	1.5
障害種別												
身体障害 576人（回答なし34）	49.1	9.4	14.9	30.0	1.2	25.2	37.3	5.6	1.0	4.7	5.2	0.7
身体障害（重複） 40人（回答なし2）	50.0	10.0	30.0	25.0	2.5	30.0	25.0	7.5	5.0	0.0	7.5	2.5
知的障害 82人（回答なし4）	39.0	9.8	42.7	11.0	1.2	9.8	39.0	17.1	12.2	6.1	8.5	4.9
精神障害 80人（回答なし3）	41.3	5.0	10.0	55.0	2.5	11.3	33.8	11.3	7.5	3.8	5.0	1.3
難病 60人（回答なし2）	33.3	5.0	3.3	51.7	0.0	6.7	58.3	10.0	0.0	13.3	10.0	5.0
障害不明 15人（回答なし3）	26.7	13.3	40.0	46.7	0.0	26.7	13.3	0.0	13.3	6.7	6.7	0.0
年齢層別												
18歳未満 32人（回答なし0）	43.8	3.1	31.3	25.0	3.1	3.1	43.8	28.1	21.9	12.5	9.4	6.3
18～64歳 327人（回答なし14）	50.5	8.3	13.5	41.0	0.6	9.8	40.4	10.1	4.9	9.2	7.3	1.8
65歳以上 481人（回答なし33）	43.7	9.4	18.9	26.2	1.7	30.1	36.0	4.6	0.4	1.9	4.8	1.0
年齢不明 13人（回答なし1）	23.1	15.4	30.8	46.2	0.0	30.8	15.4	0.0	7.7	7.7	7.7	0.0

単位：%

（2）市の福祉事業の認知と評価

問 26 本市では、下記のような障害者福祉事業を実施しています。これらの事業についてどのようにお感じですか？

市の事業について(1)ひとり暮らし障害者等給食サービス事業の評価は「よい」（34.0%）、「ふつう」（5.9%）、「よくない」（2.2%）、「わからない」（58.0%）です。

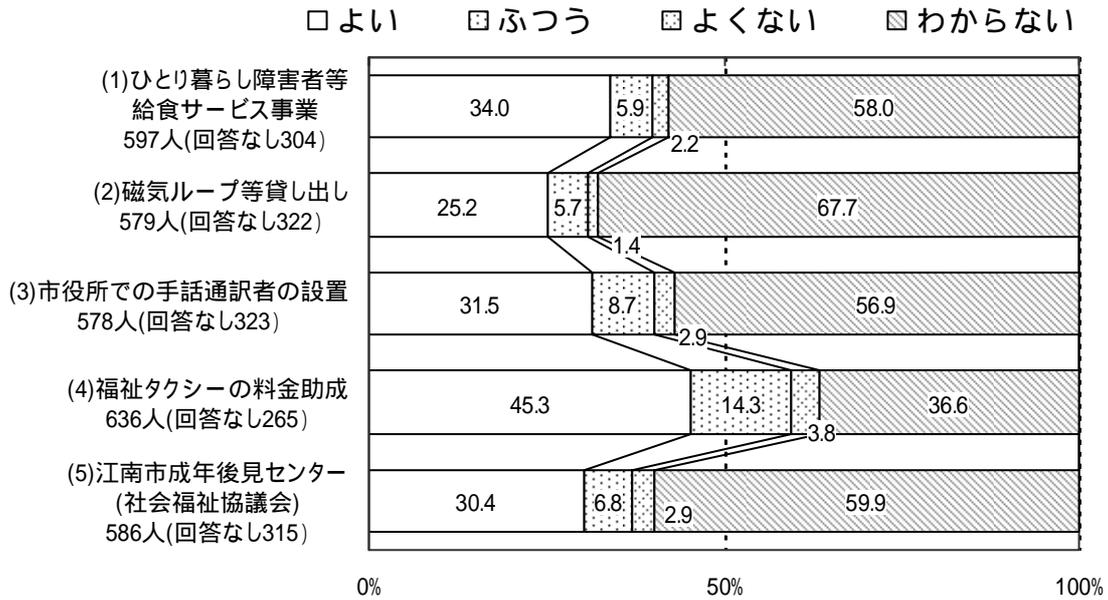
(2)磁気ループ等貸し出しは「よい」（25.2%）、「ふつう」（5.7%）、「よくない」（1.4%）、「わからない」（67.7%）となっています。

(3)市役所での手話通訳者の設置は「よい」（31.5%）、「ふつう」（8.7%）、「よくない」（2.9%）、「わからない」（56.9%）となっています。

(4)福祉タクシーの料金助成は、「よい」（45.3%）、「ふつう」（14.3%）、「よくない」（3.8%）、「わからない」（36.6%）となっています。

(5)江南市成年後見センター（社会福祉協議会）「よい」（30.4%）、「ふつう」（6.8%）、「よくない」（2.9%）、「わからない」（59.9%）となっています。

図 42 市の障害者福祉事業等の認知と評価



それぞれの障害者福祉事業等についての意見の主な例を紹介します。

(1)ひとり暮らし障害者等給食サービス事業についての意見

- ・大変有意義な事だと思います。その方の体の調子なども確認できるので、尚良いですね。
- ・生命に係わることなので、とても良い事業だと思う。
- ・ひとり暮らしの方にとって安否確認にもなり、栄養管理の為にも充実して行って欲しい。
- ・これからも続けて欲しい。
- ・現在は利用していないが、一人になった場合利用する可能性がある。
- ・親ができなくなれば利用したい。
- ・時間が早すぎてさめてしまう。

(2)磁気ループ等貸し出しについての意見

- ・数が少ないので増やして欲しい。貸し出ししていることをもっと知らせる活動を！
- ・貸し出し等多くして欲しい。
- ・これからも続けて欲しい。

(3)市役所での手話通訳者の設置についての意見

- ・日時の指定があるが、設置されていない時に必要な人もいないのでしょうか？
- ・色々していることを知らせてほしい。
- ・時間が短すぎる。
- ・できれば、常時利用出来るのが望ましい。

- ・毎日、1人でも午前、午後居ると良い。

(4) 福祉タクシーの料金助成についての意見

- ・使用させて頂いています。本当に助かります。
- ・ありがたい事だと思う。病院等には。
- ・亡くなった大叔母が利用していた。行きたい時にタクシーを使えて気分転換になっていたから。
- ・駅から自宅までが基本料金であり、自宅からはマイカーを利用。殆ど利用したことなし。しかし、この制度は、自由に運転、徒歩が出来なくなった時に助かる。
- ・良いが手続きが面倒です。
- ・助成の仕組みがわかりにくいです。
- ・タクシー券を増やして下さい。
- ・他市みたいにタクシー券かガソリン券か選べるようにしてほしい。
- ・全額無料が良いと思います。

(5) 江南市成年後見センターについての意見

- ・親が高齢になったら、お願いできる場所があるのは心強い。
- ・充実の必要性有りと考える。
- ・信頼のおける機関がきちんと制度を活用し、後見人制度を支援してほしい。
- ・もっと具体例をあげる等して、分かり易く説明してほしい。

(3) 今後、一層充実してほしいこと

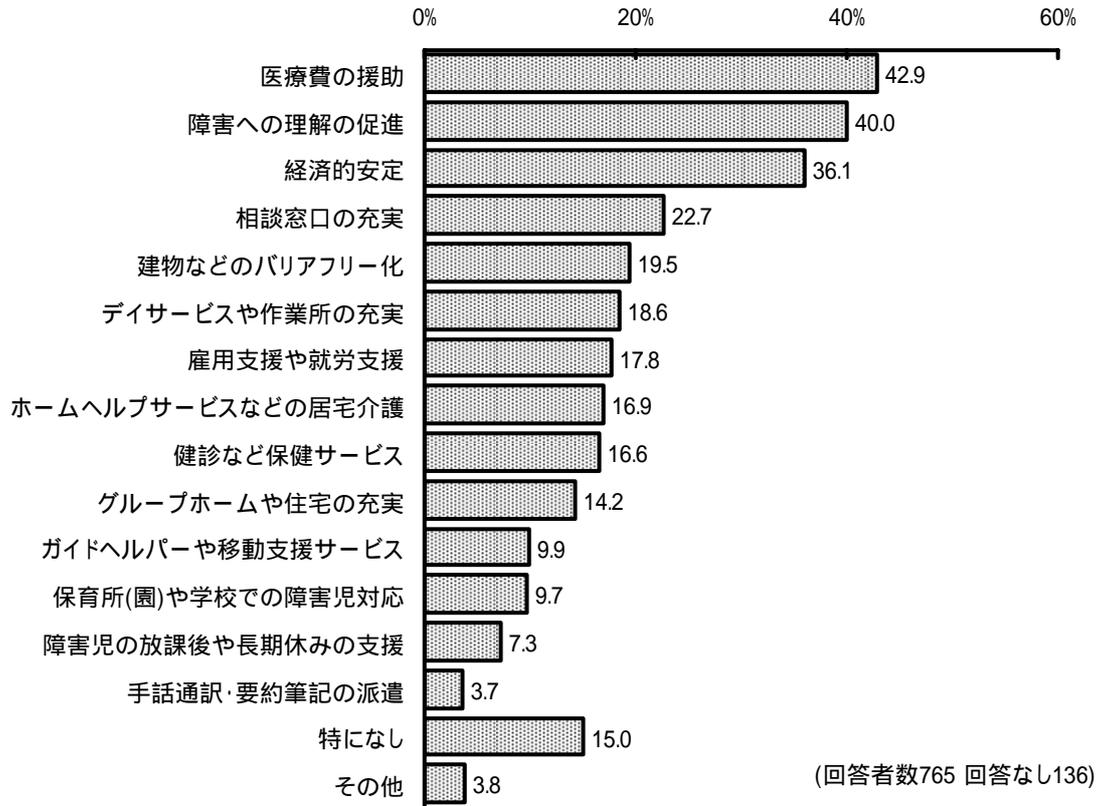
問 27 今後、一層充実してほしいことは何でしょうか？（はいくつでも）

今後一層充実してほしいことは「医療費の援助」(42.9%)が最も多く、次いで「障害への理解の促進」(40.0%)、「経済的安定」(36.1%)、「相談窓口の充実」(22.7%)、「建物などのバリアフリー化」(19.5%)です。

「デイサービスや作業所の充実」(18.6%)、「雇用支援や就労支援」(17.8%)、「ホームヘルプサービスなどの居宅介護」(16.9%)、「健診など保健サービス」(16.6%)、「グループホームや住宅の充実」(14.2%)、「ガイドヘルパーや移動支援サービス」(9.9%)などもあげられています。

児童にかかわることでは「保育所(園)や学校での障害児対応」(9.7%)、「障害児の放課後や長期休みの支援」(7.3%)、コミュニケーションでは「手話通訳・要約筆記の派遣」(3.7%)があげられています。

図 43 今後、一層充実してほしいこと（複数回答）



その他の記述内容 主な例

- ・ 特定疾患の理解を広めて欲しい。
- ・ 道路ががたがたで歩きにくい。交差点の段差が激しく車イスでも危ない。
- ・ 障害者トイレを増やす。
- ・ 図書館。
- ・ お弁当の給食があるとうれしいです。
- ・ 入所施設の増設。
- ・ 公のところだけでなく、一般企業等の場所にも働きかけてほしい。
- ・ 職員の知識の向上。

障害種別で見ると、身体障害（重複）と知的障害では「障害への理解の促進」がそれぞれ44.4%と57.9%で最も多くなっています。

精神障害で最も多いのは「医療費の援助」と「経済的安定」（ともに55.8%）となっています。

難病で最も多いのは「医療費の援助」（61.8%）となっています。

年齢層別に見ると、18歳未満では「雇用支援や就労支援」と「障害児の放課後や長期休みの支援」（ともに61.3%）が、18歳～64歳では「障害への理解の促進」（49.4%）、「医療費の援助」（47.8%）が多くなっています。

図 44 今後、一層充実してほしいこと（複数回答）、障害年齢別

	医療費の援助	障害への理解の促進	経済的安定	相談窓口の充実	建物などのバリアフリー化	所定のサービスや作業	雇用支援や就労支援	ホームヘルプサービスなどの居宅介護	ス健診など保健サービス	グループホームや住宅の充実	ガイドヘルパーや移動支援サービス	保育所（園）や学校での障害児対応	障害児の放課後や長期休みの支援	手話通訳・要約筆記の派遣	特になし	
全体 765人(回答なし136)	42.9	40.0	36.1	22.7	19.5	18.6	17.8	16.9	16.6	14.2	9.9	9.7	7.3	3.7	15.0	
障害種別	身体障害 511人(回答なし99)	42.5	37.2	32.3	21.3	23.1	14.3	11.9	18.6	18.0	12.3	10.2	8.6	4.7	4.3	16.6
	身体障害(重複) 36人(回答なし6)	13.9	44.4	30.6	19.4	13.9	25.0	8.3	30.6	2.8	13.9	11.1	2.8	5.6	0.0	19.4
	知的障害 76人(回答なし10)	34.2	57.9	43.4	22.4	10.5	47.4	46.1	7.9	15.8	39.5	11.8	28.9	26.3	2.6	7.9
	精神障害 77人(回答なし6)	55.8	49.4	55.8	26.0	10.4	20.8	33.8	7.8	16.9	10.4	10.4	7.8	7.8	3.9	11.7
	難病 55人(回答なし7)	61.8	25.5	38.2	34.5	14.5	10.9	18.2	20.0	14.5	3.6	5.5	1.8	5.5	1.8	10.9
	障害不明 10人(回答なし8)	30.0	40.0	30.0	20.0	20.0	20.0	10.0	0.0	10.0	10.0	0.0	0.0	10.0	0.0	20.0
年齢層別	18歳未満 31人(回答なし1)	38.7	58.1	54.8	25.8	9.7	48.4	61.3	6.5	12.9	29.0	19.4	54.8	61.3	0.0	3.2
	18～64歳 318人(回答なし23)	47.8	49.4	45.0	24.5	19.5	18.9	30.5	13.2	16.7	17.6	10.4	10.4	7.5	5.0	11.3
	65歳以上 407人(回答なし107)	39.6	31.4	28.0	21.1	20.1	16.2	4.9	20.6	17.0	10.6	9.1	5.9	3.2	2.9	18.9
	年齢不明 9人(回答なし5)	33.3	33.3	22.2	22.2	22.2	11.1	0.0	11.1	11.1	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1

単位：%

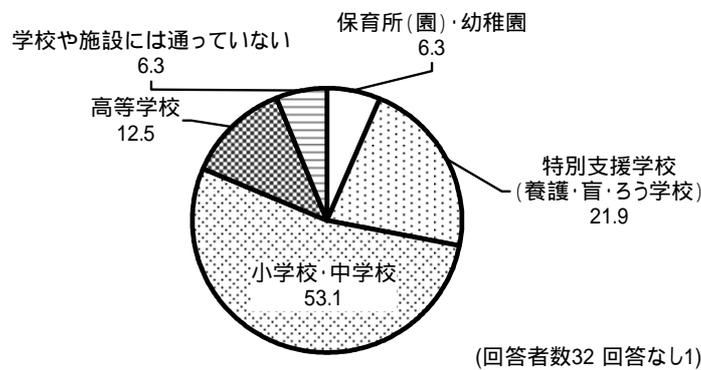
7. 児童・生徒の生活

(1) 在学・在園先

問 28 在学・在園先はどちらですか？（18歳未満）

18歳未満の回答者の在学・在園先は、「保育所（園）・幼稚園」が6.3%、「特別支援学校（養護・盲・ろう学校）」が21.9%、「小学校・中学校」(53.1%)、「高等学校」(12.5%)、です。

図 45 在学・在園先（18歳未満）

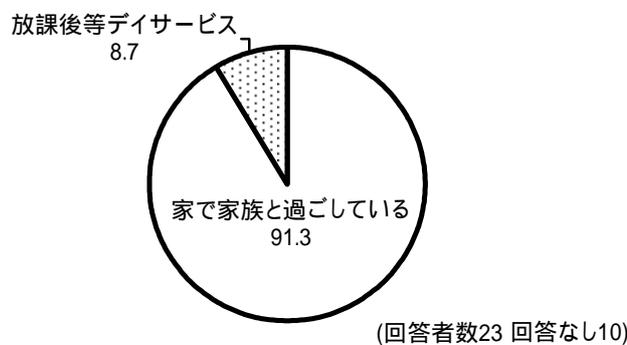


(2) 放課後や休みの土曜日の過ごし方

問 29 小・中学校（特別支援学校も含む）に通っている方におたずねします。放課後や休みの土曜日は、主にどこで過ごしていますか？（主なもの1つ 小中学生）

小・中学生の放課後や土曜日の過ごし方は、「家で家族と過ごしている」が91.3%、「放課後等デイサービス」を利用しているのが8.7%です。

図 46 放課後や休みの土曜日（主なもの1つ 小中学生）

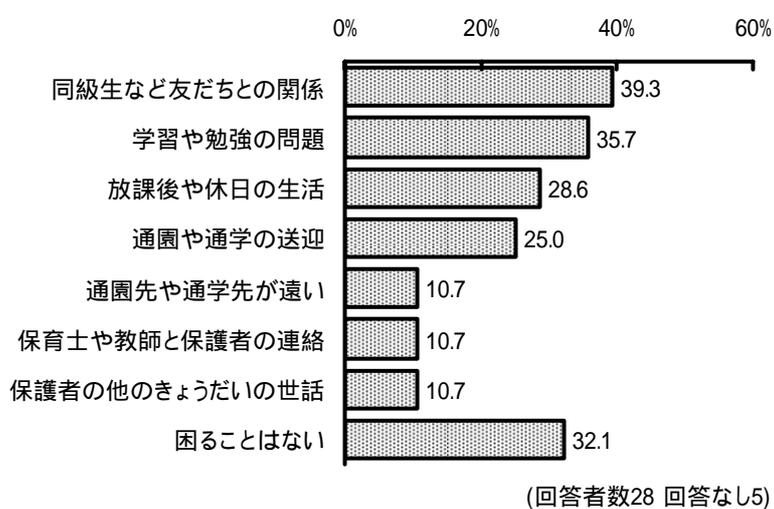


(3) 通園・通学や学校で困ること

問 30 通園・通学や学校などの生活で困ることは何ですか？
(はいくつでも 18歳未満)

通園・通学や学校などの生活で困ることは「同級生など友だちとの関係」(39.3%)、
が最も多く、次いで「学習や勉強の問題」(35.7%)、「放課後や休日の生活」(28.6%)、
「通園や通学の送迎」(25.0%)、「通園先や通学先が遠い」(10.7%)、「保育士や教
師と保護者の連絡」(10.7%)、「保護者の他のきょうだいの世話」(10.7%)の順とな
っています。「困ることはない」は32.1%です。

図 47 通園・通学や学校で困ること(複数回答 18歳未満)



(4) 進学や就職の希望

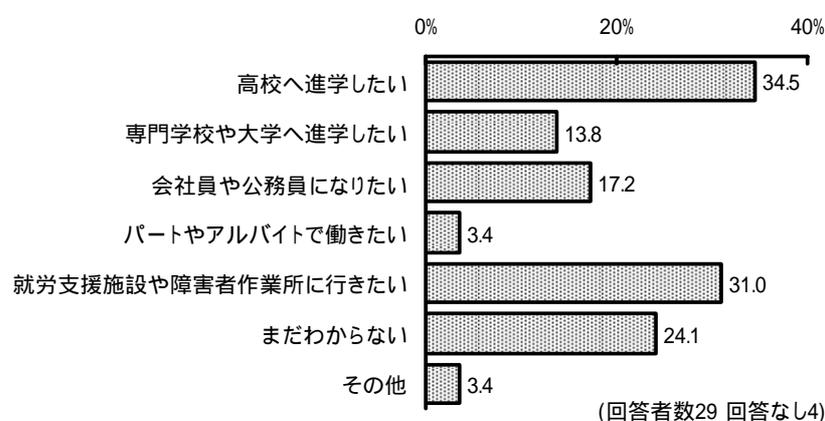
問 31 今の学校などを卒業した後の進路について、進学や就職の希望はありますか？
(はいいくつでも 18歳未満)

将来の進学の希望は、「高校へ進学したい」が34.5%、「専門学校や大学へ進学したい」が13.8%です。

就職の希望は「就労支援施設や障害者作業所に行きたい」(31.0%)が最も多く、次いで「会社員や公務員になりたい」(17.2%)です。

「まだわからない」(24.1%)とする人もいます。

図 48 進学や就職の希望 (複数回答 18歳未満)



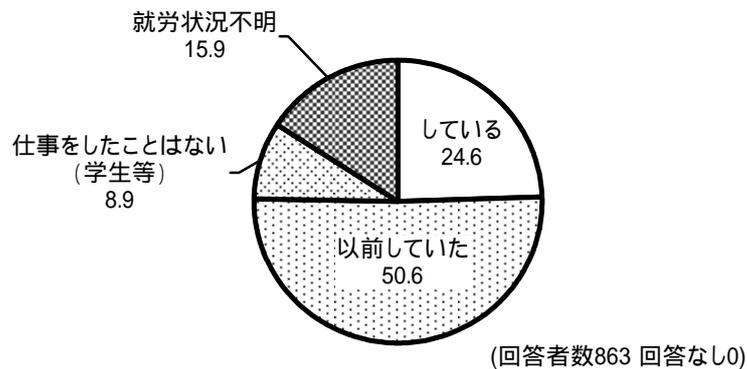
8 . 就労状況と希望

(1) 現在の仕事

問 32 現在、お仕事をしていますか (18 歳以上)

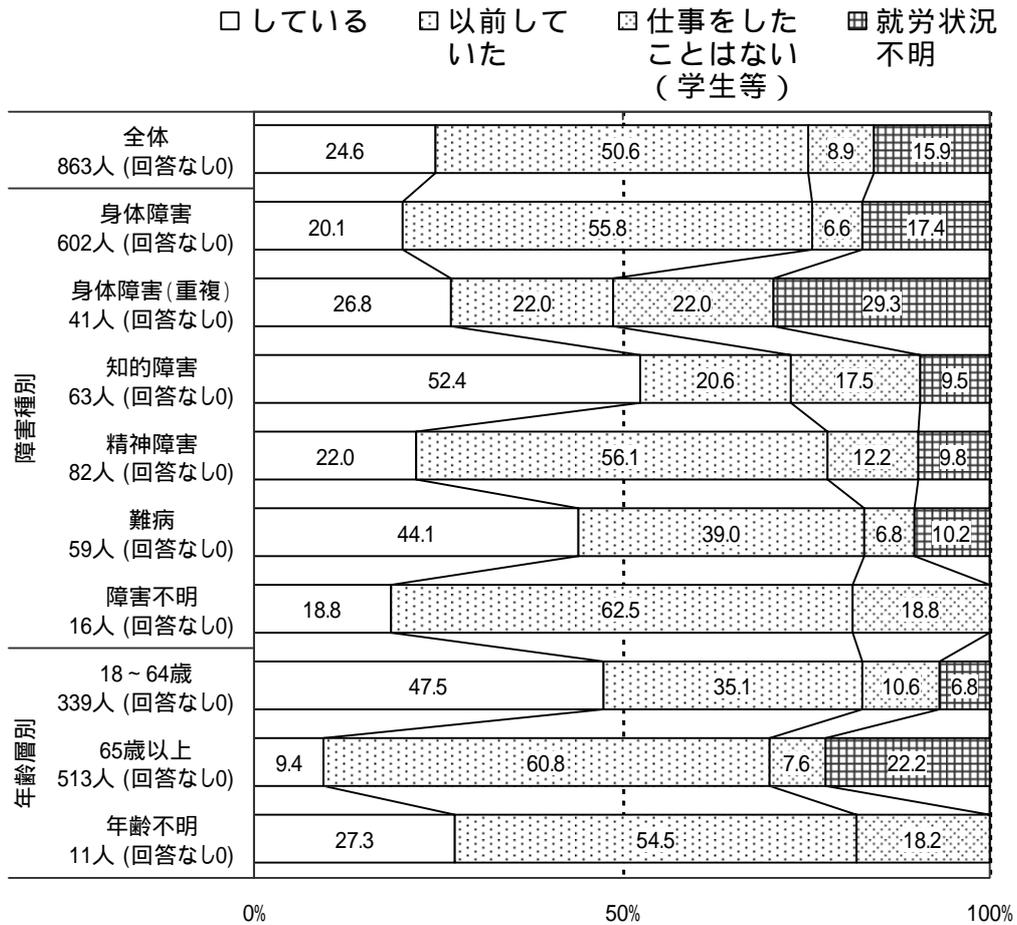
18 歳以上の回答者の現在の就労状況は「している」(24.6%)、「以前していた」(50.6%)、「仕事をしたことはない(学生等)」(8.9%)です。

図 49 現在、お仕事をしていますか (18 歳以上)



障害種別で見ると、知的障害で仕事を「している」人が多く 52.4%となっています。年齢層別に見ると、18～64 歳では仕事を「している」人が約半数の 47.5%です。

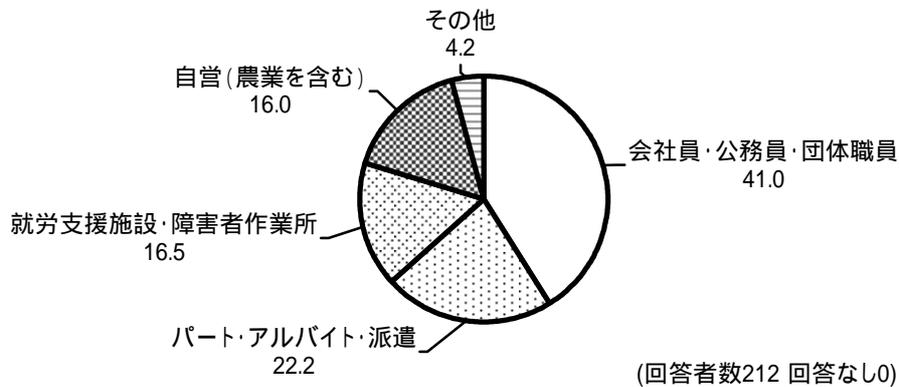
図 50 現在、お仕事をしていますか(18歳以上)、障害年齢別



問 33 仕事の種類(1つに 有職者)

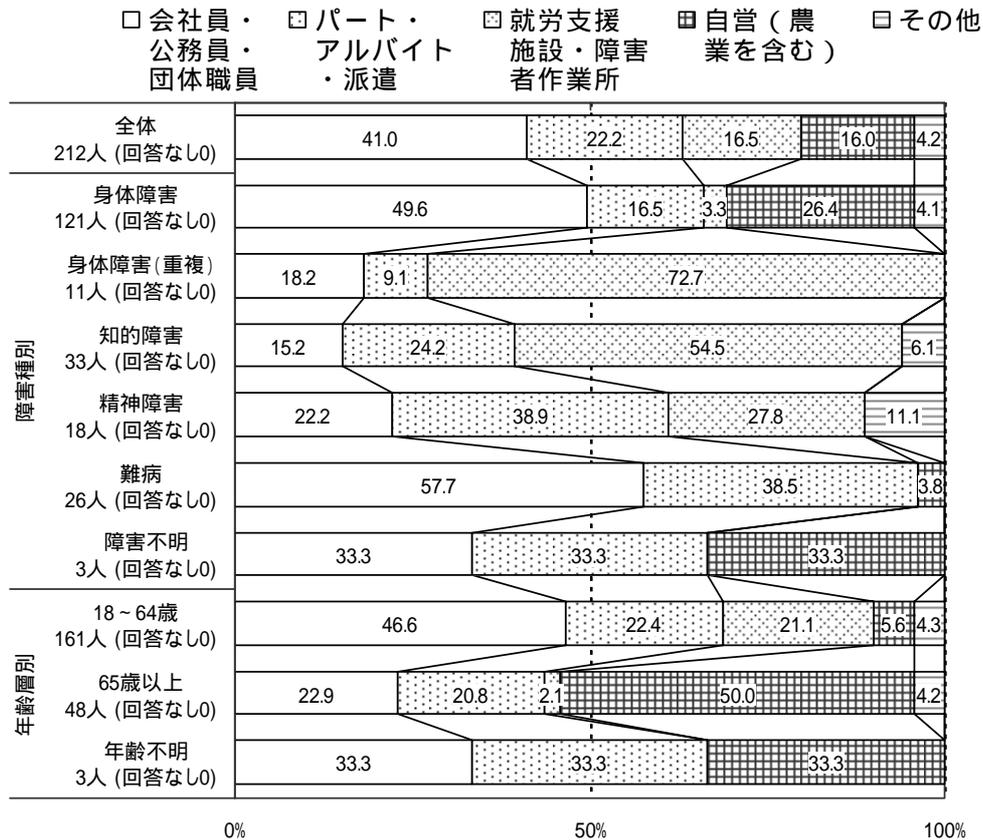
仕事をしている人の仕事の種類は、「会社員・公務員・団体職員」(41.0%)が最も多く、次いで「パート・アルバイト・派遣」(22.2%)、「就労支援施設・障害者作業所」(16.5%)、「自営(農業を含む)」(16.0%)の順です。

図 51 仕事の種類(有職者)



障害種別で見ると、身体障害と難病では「会社員・公務員・団体職員」が多く、約半数以上のそれぞれ 49.6%、57.7%を占め、身体障害（重複）と知的障害では「就労支援施設・障害者作業所」が多く、半数以上で、それぞれ 72.7%と 54.5%を占めています。精神障害では「パート・アルバイト・派遣」（38.9%）が多くなっています。

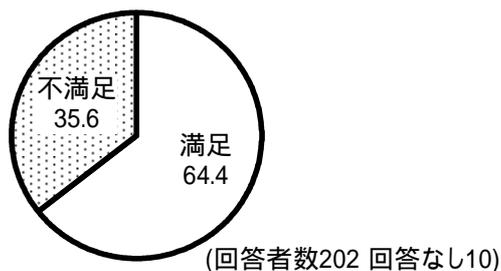
図 52 仕事の種類(有職者)、障害年齢別



問 34 現在の仕事に満足していますか？（有職者）

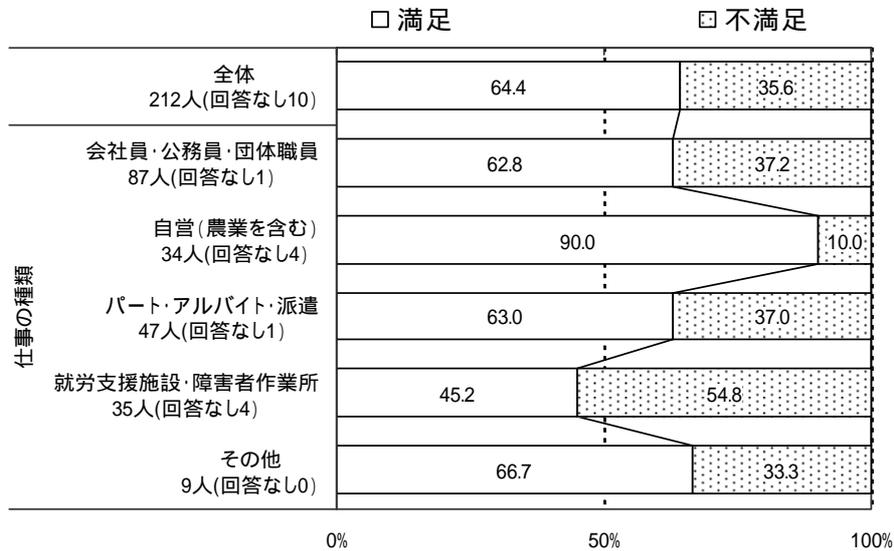
仕事に就いている人のうち、半数以上は「満足」（64.4%）と感じています。一方「不満足」は 35.6%です。

図 53 現在の仕事に満足していますか（有職者）



仕事の種類別に満足度を見ると、「会社員・公務員・団体職員」、「自営（農業を含む）」、「パート・アルバイト・派遣」では、いずれも「満足」が60%以上ですが、「就労支援施設・障害者作業所」では「不満足」が54.8%で、「不満足」の方が「満足」(45.2%)より多くなっています。

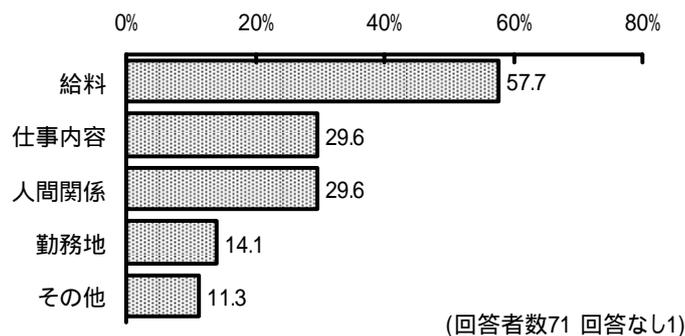
図 54 現在の仕事に満足していますか（有職者）、仕事の種類別



問 34-2 仕事に不満足な理由（不満足な人）

仕事に不満足な人の理由は、「給料」(57.7%)が最も多く、次いで「仕事内容」(29.6%)、「人間関係」(29.6%)、「勤務地」(14.1%)の順です。

図 55 仕事に不満足な理由（不満足な人 複数回答）



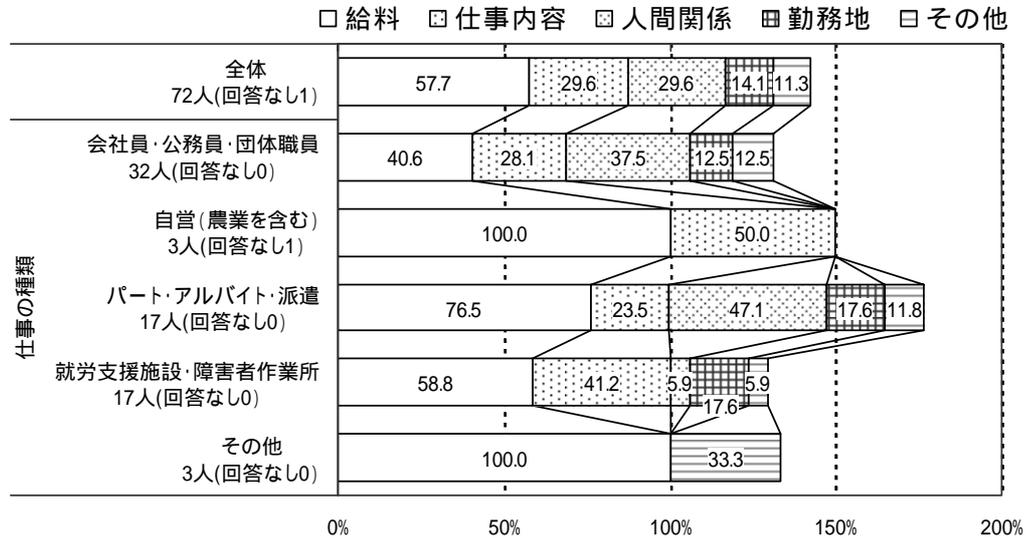
その他の記述内容 主な例

- ・労働時間が長い。休日が少ない。
- ・体力的に。
- ・雇用形態

仕事の種類別に見ると、いずれの仕事でも「給料」に不満足な人の割合が最も高く、特に「パート・アルバイト・派遣」では、「給料」に不満足な人の割合が多く、76.5%となっています。

また「会社員・公務員・団体職員」と「パート・アルバイト・派遣」では、「人間関係」に不満足とする人がそれぞれ 37.5%、47.1%、「就労支援施設・障害者作業所」では「仕事内容」に不満足が 41.2%となっています。

図 56 仕事に不満足の原因（不満足な人 複数回答）、仕事の種類別



複数回答の回答を積み上げたグラフであり、積み上げた合計が 100%を超える。

(2) 現在無職の人の就労希望

問 35 これから、仕事につきたいですか？（無職の人）

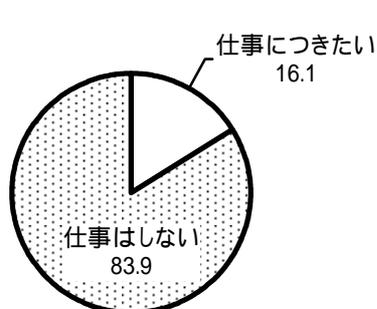
問 35-2 仕事に就かない理由

現在無職の人のうち今後「仕事につきたい」人は 16.1%です。

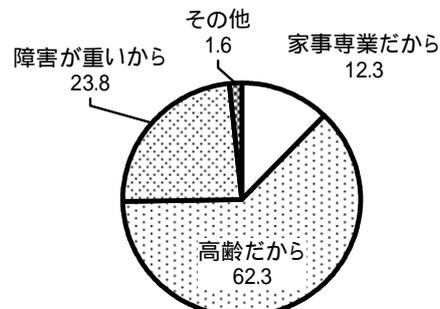
一方「仕事はしない」は 83.9%です。仕事はしない人の、仕事につかない理由は「高齢だから」(62.3%)が最も多くなっています。

図 57 左 これから、仕事につきたいですか（無職の人）

右 仕事につかない理由（仕事はしない人）



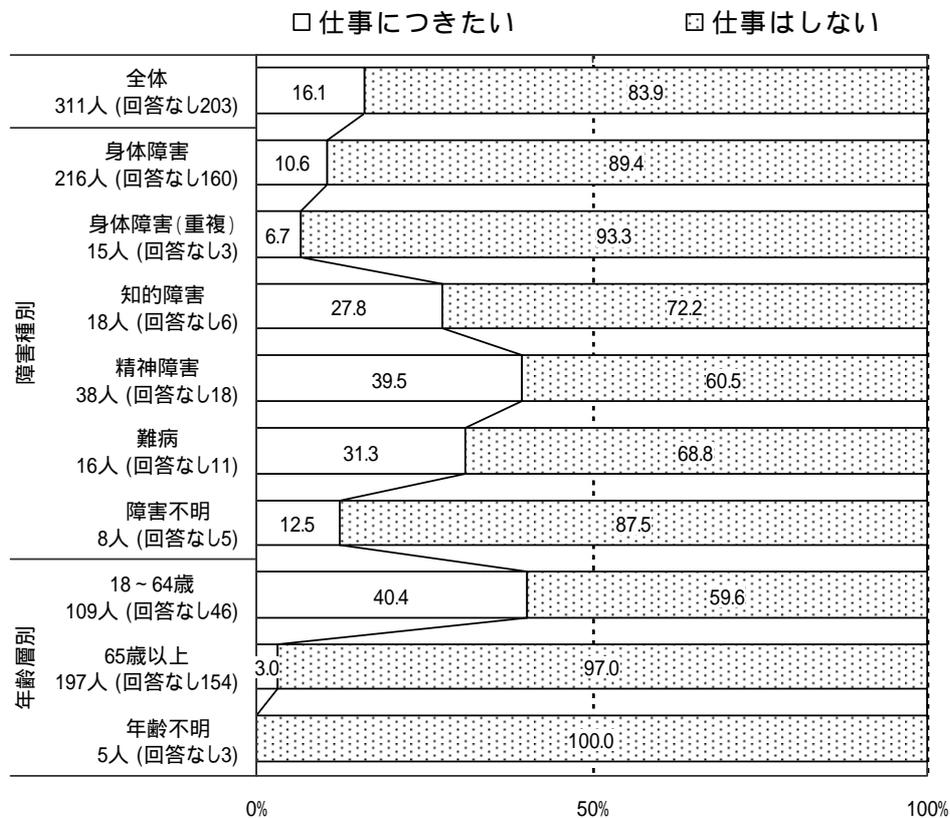
(回答者数311 回答なし203)



(回答者数244 回答なし17)

障害種別で見ると、現在無職の人のうち、精神障害の39.5%、難病の31.3%、知的障害の27.8%は。これから「仕事につきたい」としています。

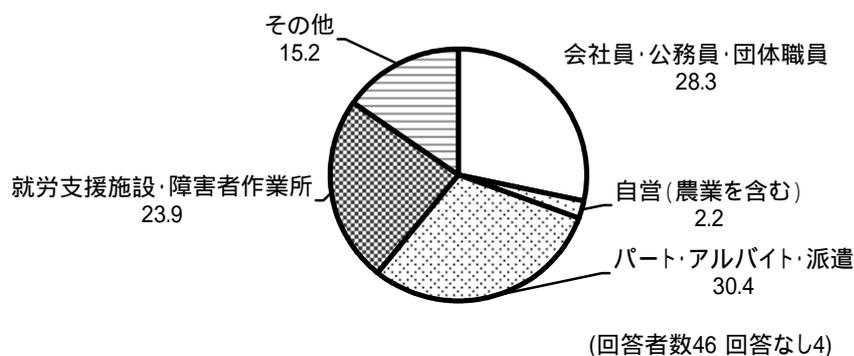
図 58 これから、仕事につきたいですか（無職の人）、障害年齢別



問 36 どのような仕事につきたいですか？（就職希望者）

仕事につきたい人の希望の就職先は、「パート・アルバイト・派遣」(30.4%)、「会社員・公務員・団体職員」(28.3%)、「就労支援施設・障害者作業所」(23.9%)となっています。

図 59 どのような仕事につきたいですか（就職希望者）



その他の記述内容 主な例
・自宅出来る仕事

9 . 障害者福祉についての意見

問 37 障害児・障害者の福祉について意見や希望

障害児・障害者の福祉に関する意見のうち、主な例を紹介します。

(1) 啓発について

- ・ 障害の人の事が多いのですが、難病の人のこともアンケートとか。色々難病があります。もっとその所を知ってください。難病の人もつらい生活をしています。【難病/男性】
- ・ 障害者に優しい町にしてください。【精神障害/女性】
- ・ 障害者になってから、多くの支援が用意されている事を初めて知りました。深く感謝しています。こうした支援制度が多くの方々の上にある事を思います。元気な方達、特に幼い子供達に、障害を持っている小人、大人の生活をする上での不安や葛藤等を伝えていく企画を是非。【身体障害/女性】
- ・ 一般の人はもっと障害者(児)をよく理解し、危険人物と見て欲しくありません。【精神障害/女性】
- ・ 障害のある方々に優しい事は、みんなに優しいことになります。特定の人達の問題でなく、全員の問題なので、今後も推進して下さい。【身体障害(重複)/女性】

(2) 子育て支援

- ・ 障害児で療育手帳はないが、普通学級には入れない程度の発達障害児は、どう育てれば良いか。グレーゾーンの人の支援がもっと充実することを願います。【知的障害/女性】

(3) 就労支援

- ・ 障害者へあたたかい目で見守って欲しい。障害者が一般就労し易い環境を整えていただく。【身体障害/女性】
- ・ 働く場所、事業所を増やして欲しい。【障害不明】
- ・ 障害者作業所が少ないと聞き、将来子供が働く所があるか心配です。もっと作業所を増やして欲しいです。【知的障害/男性】
- ・ 作業所、施設を増やしてほしい。【知的障害/男性】

(4) 居住支援

- ・ 知的障害の入所施設、グループホーム等、もっと早く作ってほしい。そして江南市の南部方面にも。親も高齢化してきているので、親亡き後の事が不安いっぱいです。【知的障害/男性】

(5) 外出支援・バリアフリー

- ・移送ボランティアの充実。【身体障害/女性】
- ・公共のいろいろの施設には、未だ不自由な面が多くあります。足の不自由な者にとって、より一層のバリアフリーの強化と拡大を望みます。車椅子での安全な道路をお願い致します。【身体障害/女性】
- ・障害者にとって住みやすい市にして欲しい。(道路の整備、江南駅前のロータリーでも車の乗降がしづらいなど)【身体障害/女性】
- ・スーパー等、障害者用駐車場に一般車が多く不便である。【障害不明】

(6) 医療費

- ・生まれつき体が少し弱いので、子ども医療費の受給期間をもう少し伸ばして欲しいです。【知的障害/男性】

(7) 経済的安定

- ・経済的支援【精神障害/女性】

(8) 災害対策

- ・主人は全介助の為、避難所に行くのは無理ですが、災害時での避難について、介護者としてやるべき事は何か、知識が必要と思います。何をどうすれば良いのか、分かりません。アドバイスが有りましたら、教えて頂きたいと思います。【身体障害/男性】

(9) 団体支援・自助活動

- ・新しく(障害の)申請された方に、福祉会とか、障害をもった方が集える場所などを、福祉課などで紹介したらどうかと思います。先日、たずねられたので、紹介しようと思っています。【身体障害/女性】

(10) 手続き・相談

- ・相談窓口をわかりやすくしてほしい。【身体障害/女性】
- ・介護保険と障害福祉のサービスで使える事がわかりづらい。両方に属する人が利用出来るサービスが、わかり易く見える表等があると助かります。【身体障害/女性】
- ・手続き(各種)に時間がかかりすぎている気がする。なるべく迅速に対応をしてもらえると助かります。【身体障害/男性】
- ・手続きがややこしい。もっとわかりやすくして欲しい。【難病/女性】

(11) 市への要望・意見

- ・周辺市町村との福祉サービスの差がなくなる様になると、ありがたいです。【身体障害(重複)/男性】
- ・福祉タクシーの料金助成券は本当に有難く思っています。福祉関係の方もとても親切で優しいですね。【身体障害/女性】

江南市総合支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 地域における障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、江南市総合支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者等施策に関する関係機関の連携及び体制に関すること。
- (2) 障害者等福祉サービスの質の向上に関すること。
- (3) 障害福祉計画に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12名以内で組織する。

- 2 委員は、別表に定める者とし、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、その選出は、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 3 協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月25日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成24年度の委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職 名
犬山公共職業安定所統括職業指導官
江南保健所健康支援課長
医師
江南市社会福祉協議会会長
江南市民生委員児童委員協議会会長
江南市身体障害者福祉会会長
障害者等福祉サービス提供事業者
江南市社会福祉事務所長
高齢者生きがい課長
子育て支援課長
健康づくり課長
教育課管理指導主事

江南市総合支援協議会委員名簿

(敬称略)

立場	役職	氏名
行政機関	江南市社会福祉事務所長	大竹 誠
当事者	江南市身体障害者福祉会会長	奥村 勝次
企業・就労支援	犬山公共職業安定所統括職業指導官	今井 英智
民生委員	江南市民生委員児童委員協議会会長	兼岩 國太
障害者相談員 相談支援事業者	江南市社会福祉協議会会長	陸浦 歳之
高齢者介護	江南市高齢者生きがい課長	川田 保
子育て支援	江南市子育て支援課長	村井 篤
学校	江南市教育課管理指導主事	天野 功
保健	江南保健所健康支援課長	坂井田 安一
保健	江南市健康づくり課長	倉知 江理子
医療	医師	水谷 直樹
サービス事業者	社会福祉法人ときわ会「ときわ作業所」 施設長	三ツ口 和男

会議等実施一覧

日程	内容
平成26年5月28日	第1回 江南市総合支援協議会 議題 ・第4期江南市障害福祉計画について
平成27年1月14日	第2回 江南市総合支援協議会 議題 ・第4期江南市障害福祉計画について
平成27年2月1日 ～3月2日	パブリックコメント募集

第4期江南市障害福祉計画（案）

（平成27～29年度）

江南市役所 健康福祉部福祉課

江南市赤童子町大堀 90

電話 0587-54-1111（代表）

FAX 0587-56-5515

E-mail fukushi@city.konan.lg.jp